

令和7年12月定例会

# 綾川町議会会議録

(第5回)

令和7年12月12日開会

令和7年12月18日閉会

綾川町議会

令和7年 第5回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第185号

令和7年12月12日綾川町議会議場に第5回定例会を招集する。

令和7年12月 4日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和7年12月12日 午前 9時30分

閉会 令和7年12月18日 午後12時 6分 (会期7日間)

第1日目 (12月12日)

出席議員15名

- 1番 川崎 泰史
- 2番 三好 和幸
- 3番 浜口 清海
- 4番 大西 哲也
- 5番 森 繁樹
- 6番 小田 郁生
- 7番 三好 東曜
- 8番 十河 茂広
- 9番 植田 誠司
- 10番 西村 宣之
- 11番 大野 直樹
- 12番 岡田 芳正
- 13番 井上 博道
- 15番 福家利智子
- 16番 河野 雅廣

欠席議員

- 14番 福家 功

会議録署名議員

- 13番 井上 博道
- 15番 福家利智子

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	辻 村 育 代
総 務 課 課 長 補 佐	田 辺 由 花
議 会 事 務 局 書 記	上 原 知 里

地方自治法 121 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	香 川 雅 之
総 務 課	長	福 家 孝 司
税 務 課	長	亀 山 和 成
学 校 教 育 課	長	岡 下 進 一
生 涯 学 習 課	長	中 津 秀 之
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長		水 谷 香 保 里
建 設 課 長 兼 長 柄 ダ ム 再 開 発 事 業 推 進 室 長		田 岡 大 史
経 済 課 長 補 佐		葛 西 謙 一
住 民 生 活 課 長		中 添 孝 文
保 険 年 金 課 長		岩 鍋 裕 二
陶 病 院 事 務 長		辻 井 武
健 康 福 祉 課 長		辻 村 隆 司
子 育 て 支 援 課 長		杉 山 真 紀 子

傍聴人 5 人

## 議 事 日 程

12月12日（金）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
  - 第 2 会期決定について
  - 第 3 議案第 1号 綾川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第 4 議案第 2号 綾川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 第 5 議案第 3号 綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
  - 第 6 議案第 4号 綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
  - 第 7 議案第 5号 綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
  - 第 8 議案第 6号 綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 第 9 議案第 7号 工事施行に関する協定書の締結について  
(高松琴平電気鉄道琴平線踏切道廃止・新設工事)
  - 第10 議案第 8号 令和7年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について
  - 第11 議案第 9号 令和7年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 第12 議案第10号 令和7年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
  - 第13 議案第11号 令和7年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 第14 議案第12号 令和7年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 第15 議案第13号 令和7年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算（第1号）について
  - 第16 議案第14号 令和7年度綾川町下水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 第17 議案第15号 町道の路線認定 について
  - 第18 議案第16号 綾川町過疎地域持続的発展計画について
  - 第19 議案第17号 指定管理者の指定について（綾川町小規模多機能型居宅介護施設）
  - 第20 報告第 1号 寄附金の受納について
  - 第21 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）
  - 第22 発議第 2号 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報編集特別委員会）
- 令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について  
(継続審議案件)

## 1 2 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和7年11月

月 日	会議時刻	場 所	会議の区分
1 2 月 1 2 日 (金)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	議 場	本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 決算審査特別委員長報告 委員会付託
	本会議終了後	第 2 会 議 室	全員協議会
	全協終了後	常任委員会室	議会広報編集特別委員会
1 2 月 1 5 日 (月)	午前9時30分	常任委員会室	総務常任委員会
	午後1時30分	常任委員会室	厚生常任委員会
1 2 月 1 6 日 (火)	午前9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
1 2 月 1 7 日 (水)	—	—	休会
1 2 月 1 8 日 (木)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	第 2 会 議 室	全員協議会
	午前10時	議 場	本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 採 決

★議案発送は 12月5日(金)の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 12月8日(月) 11時30分です。

令和7年 第5回 綾川町議会定例会 第1日目

12月12日 午前9時30分開会

- 議長（河野）おはようございます。開会前に、14番、福家功君より本定例会、会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第5回綾川町議会定例会を開会いたします。なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可いたしております。
- 議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。ここで、福家経済課長より、欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。
- 議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番、井上博道君、15番、福家利智子君の両名を指名いたします。
- 議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。
- 議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。
- 議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。
- 議長（河野）福家君。
- 議会運営委員長（福家利）はい。
- 議会運営委員長（福家利）おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告を申し上げます。去る、11月6日、また本日午前9時より、常任委員会室において議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いました。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より12月18日までの7日間といたしたいと思っております。

提案されました案件は、執行部から、「条例案件」6件、「契約案件」1件、「予算案件」7件、「その他案件」3件、「報告案件」1件です。

議会からは、「閉会中の継続審査申し出」の2件であります。

次に、会期中における、会議の予定についてご報告申し上げます。本日の日程は、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」のご説明をいただきます。その後、各議員から通告のあった「一般質問」を順次行います。

その後、9月定例会において、継続審査としていた「令和6年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定」について、決算審査特別委員会の委員長報告の後、「採決」を行います。

その後、本定例会で上程されました議案を、それぞれ所管する各常任委員会に付託

し、本日の会議は散会といたします。その後、「全員協議会」、続いて「議会広報編集特別委員会」を順次、開催願います。

会期中の常任委員会の開催日程ですが、12月15日、午前9時30分から「総務常任委員会」、午後1時30分から「厚生常任委員会」、16日、午前9時30分から「建設経済常任委員会」をそれぞれ開催願うことといたしました。17日を休会日、18日を最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時より「本会議」を再開し、各常任委員長の報告の後、「質疑」、「採決」の順に進め、今定例会を閉会いたしたいと思えます。

以上、今定例会の会議日程等でございます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの7日間といたします。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。  
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日から18日までの7日間と決定いたしました。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「綾川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」から、日程第20、報告第1号、「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）おはようございます。

提案理由を申し上げる前に、本町にとりましてビッグニュースについて報告をさせていただきます。AYAGAWA アンバサダーの片山結愛選手が東京2025デフリンピックバドミントン競技混合団体戦で金メダルを獲得されたことを、町民の皆様にご報告し、心から祝意を表します。

この快挙は、障がいの有無を超えて誰もが夢を抱き、努力を積み重ねれば成果を生み出せるという普遍の価値を、私たちに力強く示してくれました。片山選手はAYAGAWA アンバサダーとして、地域の若者に希望を与え、スポーツを通じた人材育成と地域づくりに大きく寄与しています。今回の金メダル獲得は、綾川町にとって初となるデフリンピックの金メダルであり、これは、本人の努力と彼女をこれまで支えてこられたすべての関係者の連携の結晶であり、誇るべき成果であります。

この片山選手の活躍は、次代の町民の力となり、綾川町の未来を明るくすると信じて

おり、片山選手を含む世界で活躍する綾川町の若い人たちを、これからも応援してまいります。

それでは、本日開会いたしました第5回定例会にご提案申し上げました議案17件、報告1件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、QRコード付納付書の導入により、督促手数料の徴収に対し新たなコスト及び納税者への負担が生じていることから、納税者の負担軽減、業務効率化及び経費削減、また、県内自治体の状況を踏まえ、督促手数料を廃止するもので、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号「綾川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、令和8年4月1日から実施される「こども誰でも通園制度」の導入に関する条例制定であります。児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準その他の認可の基準を定める条例を、新しく制定する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、選挙運動用ポスター等の作成に要する経費に係る公営限度額が引き上げられたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」及び議案第5号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、令和7年8月7日付けの人事院勧告において、一般職の期末手当の0.025月の引き上げが勧告されたことに伴い、議会議員及び特別職の期末手当も一般職の改定に準じて改定を行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、令和7年8月7日付けの人事院勧告に基づいた条例の一部改正であります。月例給については、民間給与との格差を埋めるため人事院勧告に準じた給料表の引き上げ、期末手当及び勤勉手当については、支給月数を合わせて0.05月分引き上げ、通勤手当及び宿日直手当の引き上げを行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「工事施行に関する協定書の締結について」は、「高松琴平電気鉄道琴平線踏切道廃止・新設工事」について、高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長 植田俊也氏と7,329万3,000円で仮協定を締結いたしましたので、地方自治法第9

6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 8 号から議案 14 号は補正予算であります。

まず、議案第 8 号「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 4 号）について」主な事業をご説明いたします。

総務費のうち、令和 8 年 3 月 15 日開催のかがわマラソンにおいてラジオ特別番組等による町の特産品等の PR や、マラソン当日を含むテレビ中継などにおける綾川町の紹介 VTR の制作など、町全体の PR 事業を実施するため、新たに 330 万円を新規計上しております。

また、老朽危険空き家除去支援事業補助について、新たに 1 件分の国費の追加申請が可能のため、160 万円を追加計上しております。

さらに、マイナンバーカード交付管理システム導入業務において、マイナンバーカードの交付事務の効率化を図るためのシステム構築に 431 万 5,000 円を新規計上し、全額国費にて実施いたします。また、戸籍振り仮名法制化業務の一環として、振り仮名通知の届出が無かった方々について一括してシステム登録を実施するため、戸籍総合システム改修業務として 387 万 8,000 円、こちらも全額国費にて実施してまいります。

民生費のうち、障害者の福祉サービス等に対する給付である障害者自立支援施行事業費について、給付実績が前年度を上回る見込みのため、障害児通所給付等において 4,292 万円を増額計上しております。

また、児童福祉費において、当初見込みよりも子育て支援医療費が増加したため、県及び町単独事業分を合わせて 500 万円を増額計上しております。

衛生費については、し尿中間貯留場における脱臭処理装置を緊急に修繕するため、96 万 8,000 円を増額して計上しております。

商工費については、かがわマラソン当日における特産品の PR 事業費として 93 万円を新たに新規計上しております。

土木費については、令和 6 年能登半島地震の影響により、耐震関連補助の申請が増加していることから、追加事業として 165 万 7,000 円を増額計上しております。

教育費については、令和 8 年度に受け入れる特別支援学級対象児童・生徒数の増加に伴い、教室数が不足することから滝宮小学校及び陶小学校において特別教室改修工事を実施するための経費 870 万円を新規計上し、綾川中学校において 545 万円を新規計上しております。

また、各小学校施設における配管や空調設備等における緊急的な修繕費など、合計で 994 万 6,000 円を増額計上しております。

さらに、綾川中学校ランチルームの空調設備修繕などに 125 万円を増額計上しております。

災害復旧費については、9 月 4 日・5 日の台風 15 号により千疋地区及び滝宮地区において農地に被害が発生したため、農地災害復旧工事として 613 万 7,000 円を増額計上しております。

その他、人件費では、主に人事院勧告に伴う給与、期末勤勉手当の改定、及び人事異動等を予算に反映させたことにより 2,558 万 9,000 円を増額いたします。

以上が、一般会計補正予算案における主な事業の概要であり、議会費外 7 款で、合わせて 1 億 6,557 万 4,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 126 億 5,205 万 2,000 円とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第 9 号から議案第 12 号までは、4 つの特別会計の予算議案であります。

議案第 9 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」は、人件費において 1,449 万 6,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 30 億 1,449 万 6,000 円とするものです。

議案第 10 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について」は、人件費において 291 万 9,000 円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を 1 億 9,168 万 9,000 円とするものです。

議案第 11 号「令和 7 年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」は、人件費において 64 万 7,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 5 億 1,464 万 7,000 円とするものです。

議案第 12 号「令和 7 年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」は、人件費において 363 万 1,000 円を増額、利用者の増加により地域支援事業費を 341 万 5,000 円増額、また償還金確定による介護保険事業財政調整基金積立金を 9,486 万 1,000 円増額、さらに、前年度の事業実績に基づく国に対する償還金 1 億 1,657 万 9,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 32 億 5,073 万 8,000 円とするものです。

以上、4 つの特別会計において、合わせて 2 億 3,211 万 8,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 71 億 2,842 万 5,000 円とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第 13 号と議案第 14 号は、2 つの公営企業会計の予算議案であります。

議案第 13 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算（第 1 号）について」は、収益勘定において人事院勧告等により人件費 2,259 万 4,000 円を増額するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 14 号「令和 7 年度綾川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、収益勘定において人事院勧告等により人件費を 121 万 4,000 円増額し、併せて一般会計からの繰出金により収入を 121 万 4,000 円増額するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 15 号「町道の路線認定について」は、去る 11 月 26 日、建設経済委員協議会において、現地踏査をしていただいた路線を町道として認定するにあたり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 16 号「綾川町過疎地域持続的発展計画について」は、「過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法」の施行から5年目を迎え、本町における「綾川町過疎地域持続的発展計画」につきましても計画期間が令和8年3月31日までとなっており、新たに令和8年度から令和12年度までの期間にかかる「綾川町過疎地域持続的発展計画」を策定する必要が生じたため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号「指定管理者の指定について」は、綾川町小規模多機能型居宅介護施設について、指定管理者の指定の期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、令和8年4月1日以降の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として匿名の方々より3万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上、議案17件、報告1件の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） 次に、「議会関係等の9月から昨日までの主な行事関係」及び「一般質問の通告事項」につきましては、各々タブレットにて、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

○議長（河野） それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野） 9番、植田誠司君。

○9番（植田） はい、議長。

○議長（河野） 植田君。

○9番（植田） 9番、植田です。

○9番（植田） おはようございます。

私は、前田町長さんの来期の去就についてお伺いをします。

前田町長におかれましては、「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定により取り組んでいるひとつとして、企業誘致において、千疋地区の工業団地の整備計画、旧綾上中学校跡地への「ハイレゾ社」によるデータセンターの設置、また教育環境、災害時の避難所対策として町内小中学校体育館の空調設備の導入、そして本町の重要課題であります過疎対策として「過疎地域活性化推進事業」による過疎地域での協議会設置、また地域プロジェクトマネージャーの導入など、多くの方面への事業を展開するなど、今期のご活躍に深く敬意を表します。

しかしながら、今後の長期的な視点に立った町政運営の継続性や、現在進められている重要施策の完遂に向けた責任の観点から、町長の次期におけるご決断は、町民にとって大変重く受け止められるものと考えます。来期の去就について、現在どのようなお考えをお持ちでしょうかお伺いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 植田誠司議員の私の来期の去就についての質問にお答えをさせていただきます。

平成30年4月に町長という責任ある立場に立たせていただき、町民の皆様の健康と生命、生活を守るため、全身全霊を傾注して町政の運営に取り組んでまいりましたが、早いもので2期目の任期満了の年を迎えております。この8年間、議会をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力なくしては今日まで進めることはできず、改めて深くお礼を申し上げます。

この2期目を改めて振り返ってみますと、町の抱える行政課題に対応するため、「綾川町第2次総合振興計画」、第2期の「綾川町人口ビジョン」「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を基に、今日まで着実に施策を実施してまいりました。

そのひとつの人口減少対策への取組として、若者の定住施策を進め、人口減少のスピードを減速することができたと思っております。

先ほど議員が述べられました、企業誘致としましては、令和4年に経済産業省が実施した、データセンターの国内最適配置に向けての意見交換を経て、綾川町を地方公共団体のデータセンター立地候補地として千疋地区が公表され、誘致を進めてまいりました。また昨年5月に、綾川町と香川県・高松市・(株)ハイレゾとで「AI開発用GPU専用データセンター」を開設し事業を行うことについて立地協定を締結し、旧綾上中学校において綾川町データセンターが、来年春までに開所予定であります。また、地元の協力をいただきながら進めております千疋地区での企業誘致、旧西分保育所跡地に整備したサテライトオフィスへの企業誘致など、多様な業種の企業誘致にも取り組んでまいりました。この取組は雇用機会の創出と若者定住の促進となり、地域の持続的な成長を支えるものであります。

教育分野においても、誘致企業のハイレゾ社により昨年度から行っておりますプログラミング教室出張授業は、綾川町の子どもたちのICT教育推進に大いに貢献しております。

令和4年4月に新生綾川中学校が開校し、子どもたちと教職員によって新たな綾川中学校の歴史が築かれておりますが、学力の向上は基よりスポーツ、文化等に数々の実績を上げるなど、子どもたちの学校生活の充実と心身の健やかな成長に大きな役割を果たしております。

これからも、学習意欲をより一層高める学習支援と、安心して学習に取り組める教育環境の整備により、「主体的・対話的で深い学び」が促進され、協働や社会性、思いやりの心が養われる教育を行ってまいります。

また、綾上地区の持続可能なまちづくりを進めるため、過疎地域活性化協議会を設立

しました。今年2年目を迎えますが、地域の課題を地域で共有し、解決に向けた取組を進めていただいております。綾上地域での活性化のための地域イベントであるサマーフェスティバル、COPPA あやがわ、かがわ山なみ芸術祭、全国中学生ホッケー選手権大会など開催し、これらレガシーを受け継ぎ継続することで、交流人口、関係人口の増にもつながり、地域の活性化には大きな効果をもたらすものと考えております。これを継続できる体制づくりを今後の課題と捉え、引き続き支援をしてまいります。

そして、綾川町は自然豊かな町であるがゆえに、自然災害が起きたときには町民の命を守り被害を最小限に抑えるための施策が求められます。国土強靱化の更なる推進として、長柄ダム再開発事業につきましては令和5年1月12日に対策協議会と県との間で「長柄ダム再開発事業の施行に伴う損失補償に関する協定書」の調印が行われ、本格的な事業への一歩を踏み出し、現在、起業地の52.1ha、86%が契約済みであり、関連する、町道の付け替え工事、山林保全措置制度による用地取得も99%となる等、順調に進捗しております。本町の防災対策にとって沿川住民の生命、財産を守る上からも、令和14年の完成を目指しておりますが、少しでも早期完成を目指し、事業予算確保のため県と連携をして事業推進をしてまいります。

これからも、将来の町づくりの大きな課題であります「人口減少、少子高齢化」を基本として、「農業振興や企業誘致による商工業の振興」「子育て、高齢者支援」「医療、介護保険等の社会保障制度適正化」「教育の充実」「減災・防災対策」「行財政改革の推進」などの政策を進めることが重要であります。

来年の3月には、綾川町が誕生して20年目を迎え、持続可能な基礎自治体としての礎を築く重要な時期と考えております。先に述べた喫緊の課題に尽力することはもとより、私自身で手がけた様々な事業を着実に推進し、結実させるとともに、10年後、20年後の綾川町の姿を見据えた新しい施策を推し進めていかなければなりません。

最後になりますが、私が町政の舵取り役を担ってきたこの8年間、綾川町を思う気持ち、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの思いは、強くなっております。

今後も誰もが住んでよかった、住み続けたい町への取組をより推進し、町の将来像であります「いいまち・いいひと・いい笑顔・住みいるあやがわ」を実現するべく、目標に向け町づくりを進めるものであります。

ご質問へのお答えといたしまして、町政の舵取り役を担わせていただきたく、3期目に再出馬する意思を固めたことを申し述べてお答えとさせていただきます。

- 議長（河野）再質問はございませんか。
- 9番（植田）ありません。ありがとうございました。
- 議長（河野）はい。
- 議長（河野）以上で、植田君の一般質問を終わります。
- 議長（河野）5番、森繁樹君。
- 5番（森）はい、議長。
- 議長（河野）森君。

○5番（森） 5番、森です。

○議長（河野） 森君。

○5番（森） はい、それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

中学校部活動の地域展開に関する対応方針について、お伺いします。

文部科学省及びスポーツ庁は、部活動改革の一環として、令和5年度以降、学校の運動部活動を段階的に地域へ移行する方針を公表しています。特に休日の活動を地域クラブ等が担う体制を整備し、自治体はその役割を果たすことが求められています。また、国のガイドラインでは、指導者の確保、活動場所の確保、安全管理、事故対応、責任所在の整理など、移行の前提となる項目が示されています。

香川県においても、県教育委員会が「中学校部活動地域移行等推進の手引き」を公開し、運営主体と実施主体の役割分担、安全確保、情報共有の方法、障害のある児童生徒への配慮など、地域移行に向けた基本的な考え方を示しています。

以上の国・県の公開方針を踏まえ、綾川町としての準備状況と今後の見通しについて以下質問します。

1、国及び県が示す地域展開方針を踏まえ、綾川町としての基本方針及び当面のスケジュールをどのように整理していますか。

2、地域移行における運営主体と実施主体の役割分担を、町としてどのように整理していますか。

3、安全管理・契約・責任所在など、必要な事項はどのように考えていますか。

4、情報共有や必要な会議等をどう計画していますか。

5、保護者等からの苦情やトラブル発生時の一次対応主体は町なのか、またそれらの対応に関して考えはありますか。

6、地域クラブにおける指導者の確保と育成について、町としてどのような施策を検討していますか。

7、指導者不足が見込まれる種目への対応をどのように考えていますか。

8、国が示す方向性に「将来にわたって継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保・充実」「多様な選択肢」「新たな価値の創出」とありますが、そのような観点から、新しい形としてのクラブ活動を本町として何か考えはありますか。

9、地域クラブの活動場所について、学校施設開放など、どのように考えているでしょうか。また使用にあたってのルールや管理体制についてもお聞きします。

10、学校施設以外の場所になった場合の生徒の移動に関してはどう考えていますか。

11、事故時の連絡体制、責任所在、保険加入の仕組みについてどのような計画がありますか。

12、障害のある児童生徒の参加希望に対しどのような配慮をすると考えていますか。

13、段階的移行で行っていくとありますが、その進め方や種目の選定基準等、方向性があれば教えてください。

14、国・県の補助制度等を含めた財源確保の見通しはありますか。

15、この地域展開に移行した場合、これまでの部活動と比較して、コスト面で大きく負担が増えると考えられますが、受益者負担なのかどうなのか、町に考えはありますか。

以上よろしくお願いたします。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい。

○教育長（香川）森繁樹議員の「中学校部活動の地域展開に関する対応方針について」の質問にお答えをいたします。

議員ご質問1点目の、「基本方針・スケジュール」についてですが、綾川町では、令和5年度に綾川町部活動地域移行検討委員会を設置し、委員会を2度開催するとともに、スポーツ少年団、体育協会の各種目団体及び小・中学校教職員に簡単なアンケート調査を実施しました。また、県が設置する中学校部活動地域移行等推進協議会へ参加し、国、県、他市町との情報共有を図り、令和6年度からは、その情報を綾川中学校と共有し、今後の制度設計についてのヒヤリングを実施するなど、地域展開について検討してまいりました。

現在、町においては、仮称ではありますが、綾川町立中学校部活動の地域展開推進計画の策定を進めており、令和7年度から8年度に検討委員会の開催、令和8年度2学期中に最終的な制度設計の構築、3学期以降に保護者、住民への周知を行い、令和9年度以降、平日は、学校部活動として従来どおり実施し、休日については地域展開の実施を検討しております。

2点目の「役割分担の明確化」についてですが、現段階では、運営主体については、町とし、実施主体は町が認定する地域展開団体とすることを検討しております。町が認定する制度とする理由は、指導者の確保、各種講習の受講などの体制が整った団体を町が的確に確認した上での活動とするためです。

3点目の「安全管理・契約・責任所在など必要な事項」についてですが、安全管理は、重要であり、運営主体と実施主体が共通認識を持ち確認することとなり、責任は最終的には町が負うこととなると考えます。しかしながら、今後、地域展開が進み、すべての活動を地域展開団体が主体的に展開するようになった場合は、地域展開団体が安全管理、責任を負うこととなると考えられます。

4点目の「情報共有や必要な会議等について」ですが、上述しましたが、平日は学校、休日を運営主体は町、実施主体は地域展開団体とすることより、3者の連携が欠かせません。指導内容・活動内容の共有、指導者間の意思疎通などを図るための情報共有会議（仮称）の設定は、地域移行団体を町が認定する上での必須条件とすることを検討しています。

5点目の「保護者等の苦情やトラブル発生時の一次対応」についてですが、保護者等

の苦情やトラブル発生時の一次対応は、その現場の指導者が行うことを原則としますが、二次対応以後含め、学校、地域展開団体、町教育委員会で常に情報を共有し、対応する必要があり、そのための連絡体制のマニュアル整備等を行います。

6点目と7点目の「指導者確保・育成・指導者不足への対応」についてですが、指導者確保については、どの市町も苦慮している課題であります。綾川町では、平日は学校部活動として教職員、休日を地域展開して地域指導者をお願いすることを検討しています。休日の指導については、教職員も兼業届を提出し、指導者として活動することができます。令和5年度のアンケート調査では、全部活動の指導者を確保できる見込みはないため、令和9年度の休日の地域展開までに確保していく必要があります、教職員へのヒヤリング、地域スポーツ団体との協議、県が設置する指導者バンクの利用など、様々な方法で行ってまいりたいと考えています。

8点目の「新しい形としてのクラブ活動に対する考え」についてですが、教育委員会では、まずは、平日は学校部活動、休日は地域展開する段階的な展開を検討しており、新しい形を現時点で示すことはできません。

9点目の「活動場所としての学校施設開放の考え方」についてですが、活動場所としては、現在、各部で利用調整を行い活動が行えていることより、地域展開団体にも学校及び総合運動公園等の町施設の優先利用を認めるなどの支援をしていくことを検討しております。

10点目の「学校施設以外での活動となる場合の生徒の移動についての考え方」についてですが、令和9年からの地域展開は休日のみであり、活動場所については現在と変更がないので、現状の移動方法でお願いしたいと考えています。しかしながら、その後、地域展開が進み、活動場所が変更となったり、平日が学校部活動でなくなり、帰宅後、再度活動場所への移動が必要になったりする場合も想定されますが、その対応については現時点では未定です。

11点目の「事故時の連絡体制、責任所在、保険加入」についてですが、事故時の連絡体制は、学校、地域展開団体、町教育委員会で体制を構築し、様々なケースを想定したマニュアルを作成し、迅速に対応することが必要であると認識していますので、今後整備してまいります。保険加入については、学校部活動は、従来どおりスポーツ振興安全保険の対応となり、地域展開団体が行う活動は、別途保険加入が必要となります。国が推奨する安価な保険もありますが、いずれかの保険には加入が必要となり、地域展開活動への参加者全員に活動の条件として加入していただくことを検討しています。責任については、上述しましたので割愛します。

12点目の「障害のある生徒の受け入れ」についてですが、地域展開団体を認定する際の条件として、障害のある生徒を含め、加入を希望する子どもの制限を設けないこととし、受け入れる際の体制等を対象者の保護者と十分協議することを条件とすることを検討しています。

13点目の、「段階的移行の進め方の考え方」についてですが、地域展開におけるスケ

ジュールは、上述しましたが、まずは休日の地域展開を実現させ軌道に乗せることを最優先としていますので、その後の段階については未定です。

14点目の「財源確保の見通し・受益者負担についての考え方」についてですが、現在、中学校部活動に対する予算措置は、外部指導者謝金など、約700万円程度で、そのほか、全国大会等出場経費は全額補助しています。地域展開した場合、想定される経費は、指導者謝金です。現状、教職員は平日はいわゆるサービス残業、休日は少額の部活動特勤手当、地域指導者はほぼボランティアで指導を行っています。しかし、教職員が兼職兼業届により休日に指導する場合は、国が示す単価ではありますが、時給1,600円の謝金が必要となると予想されます。同様に地域指導者にも謝金が必要になると考えられ、現在検討している休日のみの地域展開でもかなりの経費が予想されます。また、現在町で購入している高額な備品等の負担をどうするのかという課題もあります。国は基本的に受益者負担の運営を目指していますが、中学生の教育的意義を担ってきた部活動振興と、今後のスポーツ・文化の振興について、保護者負担軽減の視点は大きな検討課題となっています。綾川町では、施設使用料については、無料措置をおこなっているので継続することを検討していますが、現予算の大会参加のバス代等、町が負担できる項目を洗い出し、試算する必要があります。

現在、国は移行期間の実証事業として謝金等の補助金について補助事業を行っていますが、今後の継続については決まっておらず、全国から様々な継続的な予算措置の要望が出され、綾川町でも町村会を通じ要望を続けています。財源確保、受益者負担についての考え方については、今後の国の動き、他市町の取組等の情報収集に努め、検討してまいります。

以上、森繁樹議員の「中学校部活動の地域展開に関する対応方針について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい。

○5番（森）答弁ありがとうございました。

前提としてですね、何かこれが、文句があるとかそういうのではないんですけども、非常に国や県の会議の内容とかも確認させていただいてると非常に難しい問題だなとすごい思ってます。これまでどおりですね、保護者の方に説明をしっかりといただいて、綾川町はこういう方針でいきますというのは、十分示していただくのはこれまでどおりよろしくお願いいたします、というのは前提としてですね、何点かだけ再質問させていただきます。

地域展開団体という言葉でおっしゃってましたけれども、これはもう最終的には、最後の最後はもう部活動なくなるという考え方でよろしいのかという点と、8番のところで言ったんですけど、僕これスポーツに限らずですね、文化活動とかもいろんな

ものがあるので、これ部活動なくなっちゃうとかなったときに、子どもが選べる、生徒さんが選べる種目が少ないってのはすごい悲しいなというふうに思ってるんですけども。地域で考える問題だと思ってまして、もう学校や教育委員会だけでやるものでもなくて、地域に結構こういうのを教えますよみたいな人とかいっぱいいると思うんです。それがヨガなのかはわかりませんが、いろいろあったりとか。あと、場所ありますよ、うちとか、部屋もありますよ、貸せますよ、とかいうところっていっぱいあると思うんで、そういうところ結構しっかり地域として考えていていただきたいなと非常に思ってます。

さっきの町長の植田議員の質問の答弁にもあったんですけども、プログラミング教室好評だったっていう。これを部活動としてやっていくっていうのは、僕はすごいこれ1つ推したいことだなと思っていて、どこの自治体でもできることではない、綾川を活かすっていう意味では、某企業さんとのいろいろ、向こうがね、いいと言わなきゃあれだということあるとは思いますが、すごいそこは非常にやっていったらどうなのかなあと思うところあるんで、そこ1つ。あとeスポーツっていう競技もありますし、オリンピック正式種目になってないですけども、eスポーツシリーズっていうのはIOCがやってる種目もありますし、eスポーツなのかプログラミング教室っていう部活なのかちょっとわからないですけど、そこの辺、綾川町の色を活かすという意味で教えたらどうですかっていうのも含めて質問させていただきます。お願いします。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） 森繁樹議員の再質問についてお答えをいたします。

学校部活動はなくなるのかということですが、最終的には部活動は学校から完全に切り離されるものと、そういうことで、今考えて取り組んでいるところです。これは、教職員の働き方改革とも深く関わる重要な部分でございます。

2点目、地域展開ということ、地域で考える必要があるのではないかとありますが、まさに森議員のおっしゃるとおりだと思っております。これは最近のことなんですけれども、ある地域の指導者が、私は音楽活動を今までしっかりしてきたので、部活動が地域展開になった場合は、声をかけていただければ協力をしますよという暖かい声をかけていただいたという例もございます。このような形で、地域で様々な力をお持ちの方もたくさんおられますので、そういった方々の力もお借りしながら、これは3番とも関係しますが、今までの部活動ではなかった、例えば森議員がおっしゃったプログラミング部とか、それからダンスとか将棋とか、そういったスポーツが苦手な子どもでも十分活動できる取組もありますので、そういったことも含めて子どもたちが本当に生き生きと地域で活動できるような取組になるように、教育委員会として精一杯今後努めてまいりたいと思います。時間はかかるとは思いますが、

全力を挙げて取り組んでまいりたいつもりです。

以上、森議員の再質問についての答弁とさせていただきます。

- 議長（河野） 再々質問はございませんか。
- 5番（森） ありません。
- 議長（河野） はい。
- 5番（森） どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。
- 議長（河野） 以上で森君の一般質問を終わります。
- 議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時39分

- 議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
- 議長（河野） 15番、福家利智子君。
- 15番（福家利） はい。15番、福家利智子。
- 議長（河野） 福家君。
- 議長（河野） なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- 15番（福家利） それでは通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

1点目、「隠れ教育費負担の軽減について」。

公立義務教育諸学校の授業料、教科書代は徴収されてはいないものの、ドリルや楽器、遠足代など、様々な費用負担が求められています。この費用が、町内小学校6年間で約50万円弱、中学校3年間で約40万円弱です。この中で中学校の教材費1年生、年間3万1,633円、2年生3万2,110円、3年生2万4,700円の負担となっており、隠れ教育費については、保護者の負担を軽減するべきだと思います。不要なものや共有すればいいものなど仕分けが必要だと思います。いま、経済的困窮のため、当たり前の学校生活を、当たり前にすることができない子どもの「相対的貧困」が広がっています。学校教育において、必要な費用であるにもかかわらず、長年にわたり保護者が負担しています。教材費を無償化することで、家庭の経済的負担軽減につながります。教育長の見解をお伺ひいたします。

- 議長（河野） 香川教育長。
- 教育長（香川） はい、議長。
- 議長（河野） 教育長。
- 教育長（香川） はい、議長。
- 教育長（香川） 福家利智子議員の「隠れ教育費負担の軽減について」のご質問にお答え

いたします。

ご質問にあります、いわゆる「学校諸費」については、各学校において、個人が使用する教材、校外学習や修学旅行の費用、PTA会費、あわせて中学校においては部活動推進費などを保護者から徴収する費用であり、特に、教材費、校外学習や修学旅行のメニューは各学校裁量により決定しておりますので、学校間・校種間で負担額に差異が生じるものとなっております。

保護者負担を軽減する取組としましては、まず、経済的な理由で子どもの就学が困難な場合に学校に必要な経費の一部を援助する制度の就学援助費により、学用品費、校外活動費、就学旅行費、学校給食費等の支援を行っています。また、給食費においては、物価高騰分の補助、第3子無償化事業を行っています。さらに、保護者負担を軽減するため、全児童・生徒を対象として「校外学習補助」を実施し保護者負担の軽減を図っております。

学校諸費については、物価高騰により教材費は上昇しており、特に修学旅行費については、国の運送業における規則改定によるバス代の上昇などで小学校約4万円、中学校約8万円となっております。様々な会議等において、学校徴収金についての保護者からの切実な要望も聞いており、大変厳しい状況であることは把握しています。

教育委員会では、この間、学校諸費の徴収について、各学校の特徴、独自性を担保しつつ、保護者負担の不均衡が生じないように、個人が負担すべき経費と町で負担すべき経費の洗い出しを、町が設置する共同学校事務室と連携し行ってきており、学校徴収金の軽減を図ってきました。

また、本年4月には「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について」国より通知があり、より一層の各学校間の標準化、また徴収額の透明性の向上が、求められており、今後とも保護者負担の軽減とともによりよい制度について検討してまいります。

以上、福家利智子議員の「隠れ教育費負担の軽減について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）回答ありがとうございました。

小学校ですね、教育長、1年生に入るときに、算数のセットということをおはじきとかを、時計とかいろんなそのセットを、算数セットを買います。これはですね、2年生までなんですよ、使うのは、小学校の。これ何千円もかかっています。それを学校で買って2年間だけ、それぞれの町内5施設、5小学校のところで買っていただいて、それを使うということの軽減もなるんですよね、これ。これ学習の一環でございます。それと計算ドリルとか漢字ドリル、もちろんこれ学習の副ですよね。副ドリルということで、それぞれ保護者の方から負担をしています。当たり前のことが、今まで慣習だったということでございますが、違うんですよ、これ。教材費を保護者が

ら取るっていうのは、それは違うと私は思っています。

先ほど教育長が答弁の中に就学援助費を出してるというふうな話もありました。もちろんですこれ。保護者の経済的な差があるので、いろいろそういう選択肢の中で、補助をいただく方、いただいてない方いろいろありますが、そこは根底にあります。だけれど、教材費についてはこれ学習の一環でございます。小学校では大体月 2,000 円ぐらい徴収されているようです。中学校になればですね、ちょっと私これ先生にお願いしていただいた資料があるんですが、月に中学校は 2,470 円徴収されています、教材費ね。給食費が 5,330 円、学校費が 580 円で、中学校になれば修学旅行の積み立てということで、月に 3,500 円ということで、これだけ月に払っています、保護者の方からね。少なくとも教材費についてはこの 2,470 円のうち、どれが本当に公的な支援ができるのか、しっかりこれ仕分けをしていただく。この思いは、ちょっともう少しですね、踏み入れた考えを述べていただきたいと思います。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）福家議員の質問にお答えをいたします。

学校諸費の中の今、具体的にお話がありました、算数セットであるとか、ドリルであるとかっていうところなんですけれども、今の仕分けの中では、個人が所有するものというものは保護者からいただく、学校全体で使うものというのは町が支払って措置をしているということで、ここ 3 年間ぐらいで公費と個人の私費の区分の見直しをいろいろ検討してきております。今、具体的にお話のあったドリルというものは I C T の推進で、タブレットでできるドリルというのも今後多くなってくるだろうというような予測があって、それについては町が一括してソフトとして提供できるだろうということであるとか、今の算数セットで 1、2 年生までしか使わないので学校にもう配備してしまうというような考えであるとか、いろんなことを校長会とも今協議を進めておまして、3 年、4 年今かかって協議をしておるんですけれども、公費と個人の負担というのを、区分をはっきりしていこうというのは動いておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15 番（福家利）はい、議長、再々質問。

○議長（河野）福家君。

○15 番（福家利）はい。

○15 番（福家利）ありがとうございます。

これから I C T、デジタル化ということで、いろんなタブレットの中で、そのアプリを利用しながら子どもたちに提供するというところでございますが、その算数セットでもですね、タブレットの中で、もし今からだったらいろんなその情報なんかは取れると思うんですが、それもこれから検討されるような方向に、いいのかなと思っております。やはりこの教材費っていうのは学習の 1 つの一環でございますので、教育長、未来ある子どもたちのために是非削減をしていただきたいと思います。保護者の軽減、負担を少しでも和らげ

ていただきたらと思います。その辺もう少し教育長のこれからの見解を述べていただいても。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○教育長（香川）福家利智子議員の再々質問について答弁をいたします。

議員の思いはしっかりと受けとめております。経済的な理由で、子どもたちの学ぶ権利に支障が出ることは、これはあってはならないことだと思っております。いかなる事情があろうとも、子どもたちが学びの場でしっかりと自分たちの個性や能力を伸ばすことができますように、経済的な面での支援、配慮を今後ともできる限り、教育長として取り組んでまいろうと思っておりますので、また、見守っていただければありがたく思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（河野）福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）2点目でございます。「教職員の厳しい労働環境について」でございます。

1971年に制定された給特法により、教職員の「残業代」は当時の時間外勤務8時間に相当する教職調整額4%のみで、時間外勤務に従事しても自主的・自発的勤務とされ、「定額働かせ放題」とも言われる状況がうまれました。

OECD国際教員指導環境調査では、中学校教員の一週間の仕事時間の平均は56時間で、日本は参加国中最長となっていました。また、文科省の調査では残業が、月80時間超の教員の割合は、小学校で14.2%中学校で36.6%と高く、持ち帰り残業についても増加が認められ、教員の長時間労働が常態化しています。この劣悪な労働環境は、教員自身の労働問題でなく、子どもたちの教育にも悪影響をおよぼすのではないのでしょうか。教育現場は、いじめ・不登校、暴力行為等の問題行動や教育格差の拡大、さらには一部保護者からのクレームへの対応など様々な課題に直面しています。教職員の業務が煩雑化・多忙化している一方で、非常勤教職員の割合が拡大しています。こうした課題に直面するなかで児童・生徒の個別の課題への適切かつ丁寧な対応を可能にしていくためには、教職員の質を高めるとともに、教職員数の拡充を図り、子ども一人ひとりに十分対応する体制にすることが重要です。学校における働き方改革推進のためどのように進んでいるか教育長にお伺いします。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○教育長（香川）福家利智子議員の「教職員の厳しい労働環境について」の質問にお答えをいたします。

教員の厳しい労働環境並びに長時間労働は、深刻な問題であり、教育の質の低下や教員不足を招くため、喫緊の課題であると認識しています。

教育委員会では、労働環境の改善と教職員の負担軽減のため、勤務実態の客観的な把握が大切と考え、タイムカードを導入して教職員の日々の勤務実態、時間外勤務状況を把握し、定例教育委員会及び綾川町立校長会で結果の共有を行い、対策について協議しています。毎月の報告によると、小学校では概ね目標である月45時間以下を達成していますが、中学校は、目標を超える教員も多く、さらに、部活動指導時間も多くの時間業務を行い、入学試験等もあり、厳しい状況にあります。また、持ち帰りの残業についても、学校のサーバーに家から接続する時間を調査しておりますが、各教員一定程度の業務を行っている実態が把握できています。

学校業務の複雑化は、いじめ・不登校・特別支援ニーズの増加、保護者対応の多様化、情報化・ICT化の推進などにより質・量ともに増大し、教員の長時間労働の常態化と業務負担の増大を招いています。そのことは、教育の質の低下、教員の疲弊、教員不足の深刻化も招いています。

町の取組としては、町講師、スクールソーシャルワーカー、生活支援員等、専門スタッフを配置し、教職員の役割分担の明確化を図っています。しかしながら、講師については教員不足により県講師の配置を含め、厳しい現状はあり、今後とも県と連携し配置の充実を図ってまいります。

また、ICT環境の充実により、各種文書の様式・帳票の統一化、アンケート等の電子化対応などの効率化を図っています。ICT推進については県内市町共同で検討している項目もあり、遅れないように推進してまいります。

そのほか、教育課程外のPTA活動や子ども会活動の行事効率化を各団体と協議し、改革を行い、その中で、保護者や地域への理解促進として、すべての学校で学校運営協議会を設置し、地域全体で子どもの成長を支える地域学校活動の推進を図っています。

今後とも、時間外労働の上限（月45時間以下）設定を目標に掲げ、教職員への周知と管理を徹底し、教育委員会と学校が連携して、子どもと向き合う時間を十分に確保して、教職員が専門性を発揮できる環境を整備し、心身ともに健康で働きがいのある職場を目指して継続的に取り組んでまいります。

以上、福家利智子議員の「教職員の厳しい労働環境について」の答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利） 回答ありがとうございました。

働き方改革が求められてる、これ3つ背景があると思います。先ほど私も質問の中で、長時間労働の問題、さらには部活動の指導など授業以外の負担、さらには教員になりたい人が減少してるという問題。これはですね、教員のなり手不足の要因としては、教員が激務というそのイメージが浸透されているということもあるんですよ、これ背景としてね。その中でですね、教員がこれだけ多忙な中で、教員の業務の支援をサポートするという、教員の支援業務に関わるような人材を確保するという、支援員の人が入力したり、テストの採点したり、いろいろその教員のサポートをできるような人を採用するという、教育長ね。この人がやっぱり先生の補助的な仕事を担えると、そしたら教員の先生方は子どもたちに向き合える時間ももっとも長くなると私は思うんです。本当に、この教員の支援業務の携わる人材をですね、これからどのように確保していくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○教育長（香川） 福家議員の再質問についてお答えをいたします。

教員の多忙化を解消するために、その教員をサポートする人材を確保する必要が今後ますます高まってくるという、議員のご指摘は本当にそのとおりだと受けとめております。町教育委員会としましても町当局のご支援をいただきながら、スクールソーシャルワーカーの増員、それから各学校に配置している生活支援員の増員等、鋭意努めてまいりました。今後、生活支援員については、各学校からも増員の要望がありますので、可能な限り各学校の要望にこたえるように努力をしてみたいと思います。

教員のなり手不足ということについては、私も本当につらい状況があるなと思っております。教職のブラックのイメージがあまりにも強調され過ぎております。私自身も長年教員をやってきましたが、確かに困難や課題に直面し、つらく苦しいこともありました。それ以上に子どもを育てることの生きがい、やりがいを痛切に感じております。本町にも私の教え子が複数名おりますが、彼らの日々活躍する努力する姿を見ておると、中学校時代に彼らと関わっていてよかったなあという思いを持っております。本当に願わくば教職の重要さ、崇高さ、これをもっともっとアピールというのか、社会に知らしめて欲しいなと願っております。私自身も教育長会等の場で、若い人が教員になりたいなと思えるような、そういう取組を是非ともお願いをしたい。それから、各学校の校長先生には、先生方がしっかり頑張っ生きて生きがいを持って教育活動に取り組んでいることが、子どもたちにこういう形でしっかりと反映していますよという、子どもたちの明るく元気に学んでいる姿を、いわゆる教育活動の実情ですね、そういったものをしっかりと保護者や地域住民にアピールをして、教職が本当にやりがいのある、すてきな職業なんだよということをおね、少しでもサポートして欲しい

いということで、協力を依頼しているところでございます。

結びになります。人材確保については町当局と連携をしながらできる限り、今後とも取り組んでまいろうと思っておりますのでご理解、ご支援をよろしくお願いできたらと思っております。

以上、福家利智子議員の再質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○15番（福家利） はい、ありません。

○議長（河野） はい。

○15番（福家利） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で福家君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 2番、三好和幸君。

○2番（三好和） はい、議長。2番、三好和幸です。

○議長（河野） 三好君。

○2番（三好和） はい、議長。

○議長（河野） 三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○2番（三好和） 失礼します。2番、日本共産党、三好和幸です。通告に従い、一般質問をします。

1問目、「子育て支援施設の利用促進について」お伺いいたします。

子どもを持つ親にとって自分の子どもが健全に育ってほしいという思いは、どの世代の親でも共通した願いであります。

令和6年のスポーツ庁の行った体力、運動能力、運動習慣調査では、近年子どもの体力低下が心配されると報告されておりました。

特に50m走、持久走、ボール投げ等が弱く、それは脚力、握力が弱くなっていると思います。ひと昔前は、地方の子どもの方が都会の子どもよりどちらも勝っていたのですが、現在は逆転し、重いカバンを持ち都会の階段を上る子どもの方がとても強いそうです。スポーツインストラクターの方からも同じように、都会の子じゃないのに何をすることも体力がないので、まずは陸上部のように走ることから始めるそうです。

親御さんからは、家の中でゲームばかりせず外で体を使って遊んでほしい、と言われて公園へ行きますが、そこは狭く鬼ごっこや、かくれんぼ、また特にボール遊びは他の利用者の方が危険が伴うので禁止と書かれていたり、走り回れる場所がないのが現状です。小学校の校庭の開放は難しいですが、できれば道路にボールが飛び出さないようなフェンスなどあり、一定の広さのある場所があればいいと思います。

一定の広さがあり、町の管轄で使われていない旧保育所などを土日とか時間を決めてでも開放してもらえないでしょうか。その場所に子どもが自転車でいけるように各小学校区に1カ所は欲しいと考えますがいかがでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 三好和幸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本町、綾川町の学校におけます令和6年度の新体力テストの結果については、町全体の分析結果はないものの、各学校では結果に基づき「体力向上プラン」を作成し、体育の授業はもとより、日課の工夫による運動場等での遊ぶ時間の確保やチャレンジカードの活用など教育活動全体を通じて健康・体力の保持増進に努めております。

また、様々な機会を通じて保護者に資料を配布するなどし、家庭での健康・体力の保持増進を促す啓発活動を進めています。

町の小学校施設の運動場利用につきましては、学校開放事業により土日祝日のような学校の休業日のみ一般開放し、利用されておりますが、予約が入っていない時間について、条件はありますが、子どもの利用を制限しているわけではありません。体育館については、学校開放事業で多くの団体等に利用されており、予約が入っていない時間の利用は難しい状況であります。しかし、運動場については、学校開放事業との調整は必要だと思っておりますが、子どもたちの遊び場としての利用を研究課題としていきたいと考えております。

次に、旧保育所についてであります。旧昭和南保育所は現在、昭和放課後児童クラブが専用施設として利用しております。開放するのは、これは難しいと考えます。旧昭和北保育所は、子育て支援施設「きらり」として利用されております。土曜日保育事業が令和7年度から他施設で実施されるようになったため、土日は物理的には利用可能であります。遊具は、未就学児用で小学生との混在は、危険が伴うことに加えて、トイレが屋外にないということや駐車場が少ないなど管理上の問題もあり、小学校の運動場の利用と同様に研究課題としていただきたいと思います。

こういう答弁でございますが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（三好和） はい、再質問します。

○議長（河野） 三好君。

○2番（三好和） はい。

○2番（三好和） 丁寧な答弁ありがとうございました。

確かに子どもが私らのときに田んぼで遊んだりするような時代じゃありませんのでね、本当に場所がすごく特定されると思います。今、私の住む昭和地区で言いましても、生子山公園とか、富川農村公園がありますが、子どもが自転車で上がれるような場所ではないんですね。そこへ行っても、遊具があっても、その公園の真ん中ぐらいいにあって非常に使いづらい。やっぱり、今、都市型の公園なんか見ますと遊具なんかは周りであって、真ん中が開放されてるようなところが多いと思います。是非またいろいろ検討いただいて、改善もしていただけたらいいと思いますが、今現在、広い場所を一定の広さの

ある場所を、いろいろ見たことがあります、やっぱりもう現在はもうゲートボール場に使われているとか、走り回れるスペースがないので、今ある公園もそうですが。今町長おっしゃられたように、旧保育所の合併等で時間がちょっととれる、限定されるようなところを、是非とも開放していただけるように、改めて要望いたします。いかがでしょうか。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） はい、町長。

○町長（前田） 今申し上げたとおり、いろんな課題があるわけですね。昭和の南にしても放課後児童、北は今申し上げたとおり、きらりが使っていると。小学校も開放しておるということでございますので、これ調整したらできるかなと思っておりますし、一番やっぱり小学校がいいかなと私は思うんですね、やっぱりみんながより良い場所に施設があるということで。旧北保育所ですと、やっぱり北に寄るということであるので、今申し上げたようにちょっと今、研究課題とさしてくれということでもありますので、できるだけ利用ができるような。なかなか公園つくるって難しい。生子山公園も作りましたけど、私も関わりましたが、これは当時、地元の方々の要望で作ったものであります。時代の流れとともにやっぱり公園の利用の方々の要望も変わってくるということでございますので。そういうことで、いろいろ研究させていただき、できるものから先ね、やっていきたいと思ってますよろしく願いいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（三好和） ありません。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（三好和） はい、2問目質問に移ります。

もみじ温泉の今後の計画を問います。今年6月にもみじ温泉が廃止され半年が経過しようとしておりますが、お年寄りの方からは、依然存続してほしいとの声が多く聞かれます。同じ香川県下でも自治体の経営する東かがわ市の白鳥温泉が利用者数の減少により2023年3月に閉館されましたが、今年になり高松市の民間業者が営業再開に向けた募集に応募され、今定例会12月議会での議決がされれば、2027年夏ごろから食事や休憩のできる温浴施設として営業再開されるそうであります。また、令和7年第1回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画の推奨事業メニューにも公衆浴場等に対する物価高騰対策支援が含まれておりました。やはり、お年寄りの方にはゆっくり足を延ばせて入れて、お友達とも語り合える温浴施設は何よりも喜ばれるものだと思います。このもみじ温泉の今後の利用計画などお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 2点目の質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会が所有・運営しております、もみじ温泉であります、施設の老朽化によりまして、本年の6月末をもって浴場、風呂の施設の利用を休止しております。デイサービスは継続して実施をしておりますが、浴場休止後のデイサービスの利用登録人数でございますが、39名で、1日あたり利用者数は3名から7名という状況であります。

また、デイサービスの一環としてカラオケを新たに導入いたしました、新規登録者は5名ということにとどまっております。一方、もみじ温泉へのデイサービスの委託金であります、これは町から出してありますが、令和7年度で年間2,000万円を社会福祉協議会に支出をしているという状況であります。

今後のサービス内容につきましては、浴場施設の改修費が配管設備の改修だけでも、令和4年度の見積りでは約1億3千万円を要するという、また、近年の工事費の高騰と社会福祉協議会の財務状況及び今後のランニングコストを考えますと、現時点では全面的な改修は行わず、まずは既存施設を活用した地域の憩いの場の提供や食事サービスの充実、介護予防事業の実施などを社会福祉協議会事務局と今、町とで検討を進めております。

三好議員のお話の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューについてであります、公衆浴場等への補助金は、利用者に転嫁できない物価上昇に伴う食糧費や水道光熱費の高騰分を支援するものであるため、もみじ温泉に該当する推奨事業メニューはありません。

なお、もみじ温泉のデイサービスを継続利用されている方々からは、「温泉に入り、友人とゆっくり話せる場がほしい。美味しいお弁当を楽しみにしている。」といった声が寄せられています。こうした利用者の声に応えるため、集いの場の拡充に努めるとともに、健康増進施設の誘致についても、鋭意努力しておりますが、建設費の高騰や開業後の集客性・運営費など多くの課題があります。民設民営方式を基本としておりまして、早期の進出決定に向けて引き続き取り組んでまいりたいとそのように思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（三好和） はい。

○議長（河野） はい、三好君。

○2番（三好和） はい。

○2番（三好和） 答弁ありがとうございました。

私も、このもみじ温泉の質問は3回目ですね、非常にしつこいなと思われてると思いますが、特に地元の方からはですね、やっぱり何度も何度もこれはどうにかならんのですかという強い要望は確かに聞きします。

また1度ね、あそこ行ってみて夕日を見てごらんと。すごく景色はいいし、年寄りには癒されるんですよっていうのも含めてですね、是非また再開を求める要望が根強いということ、またお聞きしていただいて、これ要望ですけども、お願いいたします。

以上です。

○議長（河野） はい。

○議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。

○2番（三好和） ありがとうございます。

○議長（河野） 13番、井上博道君。

○13番（井上） はい。13番、井上です。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

「綾川流域の河川関連課題と連携策について」。

本町から坂出市にかけて広がる綾川流域は、歴史的にも生活圏的にも深い結びつきを持ち、農業用水、生活環境、観光資源等が集約される重要な地域です。一方で、人口減少、停滞ぎみの地域産業、警戒を要する河川環境や防災リスク等、多面的な課題が存在しています。綾川流域は行政界を越えて連続しており、片方の行政だけの取組では十分な成果が生まれにくく、流域全体の一体的な施策展開が不可欠なのではないかと思われま

す。安心安全の面では、気候変動による豪雨が増加しており、綾川は氾濫や越水リスクが常にあります。長柄ダム嵩上げ後の、府中ダムとの連携も懸念されます。加えて、私の過去の一般質問で指摘したような、山間部や農地の管理不足、不法転用、不法投棄は、災害リスクを増幅する要因となります。観光面では、本町の里山景観、道の駅、近接の府中湖や府中町地域の歴史資源等、素材は多いのですが、両市町の連携が十分でないと、面的な周遊は成立しにくいのではないかと思われま

す。以上は問題の一端ですが、これらを踏まえた綾川流域の河川関連課題と連携策について、常体で大変失礼ですが、以下の4点に対する本町の基本的な見解を伺います。私の所属委員会の問題・課題とも重なる部分が一部あるかもしれませんが、事柄の性質上、ご容赦願います。

1、綾川は豪雨時に水位が急上昇し、府中湖からの放流量増加とも相まって、下流部へ負荷が集中する構造にある。上流・下流の自治体が別々に対策を講じても限界がある。河川行政としての情報共有、排水設備の共同整備、氾濫シミュレーションの共有による防災・減災体制の一層の整備が急務であると思うが、どのように考えるか。

2、1と関連して、堤防強化・浚渫・雨量観測の拡充等の治水対策を、本町と坂出市の共同事業として計画化する必要があると思われる。加えて、土砂流出源となる山腹や耕作放棄地の管理を流域単位で進め、地域住民・土地所有者・行政が連携した「綾川流域治水協議会」のような共同組織の設置・運営が望ましいと思われる。また、防

災情報の共有体制構築・強化、避難情報や河川水位情報をスマートフォンでリアルタイム連携するシステム構築、単一自治体ではなく、流域合同での防災訓練実施による住民意識の向上と情報伝達の精度向上を図ることが大事だと思われる。府中ダムは利水専用ダムであり、「防災の任を負っていない」と言う人もいるようだが、綾川流域全体の治水の観点からは芳しくない認識である。以上について、どのように考えるか。

3、両市町の地域経済、観光のつながりが十分ではないと思われる。本町は自然環境、道の駅、坂出市（とりわけ、近接の府中町）は歴史遺産、高速・JR交通アクセス等の特色を持つが、互いが補完し合う仕組みが十分ではない。綾川流域一体の観光ルート設定、特産品の共同ブランド化、各種イベントの合同開催により、交流人口を増やし、地域の経済循環を強化できると思うが、どのように考えるか。

4、本町と坂出市府中町では、高齢者の通院・買い物の移動確保が不十分で、医療・生活サービスへのアクセスに地域差が生じている。移動手段の弱さが、安心・安全を損なう一因である。両地域が連携して、綾川上流と下流を結ぶ交通網を再編し、広域的な運行や、病院・商業施設を結ぶ共通便を軽備することにより、住民生活の安心感が更に高まり、流域全体の活性化にもつながると思うが、どのように考えるか。

本町と坂出市との綾川流域連携が必要な理由は、次の点に集約できるのではないかと思います。「自然環境（治水・利水・水質）の共有による一体管理が不可欠である」「経済圏としての補完関係が強く、相乗効果大きい」「広域防災で安全性を高められる」「人口減少に対して、広域連携が合理的な解決策となり得る」「観光・特産品での共同ブランド化が可能」。

即ち、綾川流域は「安心安全・自然・生活・経済」が既に一体となっており、行政もそれに合わせて「流域型の連携」を進めることが、地域の未来にとって最も効果的と言えるのではないかと私は思います。安心安全で更に活気があり、住みやすく、住み続けたい町・流域実現のための、綾川流域の河川関連課題と連携策についての本町の基本的な考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の綾川流域の自治体間連携による、防災・減災体制確立の必要性和、2点目の共同組織設置による治水対策の一体的な実施についてであります。流域全体を考慮した防災・減災体制を整備し、各種の対策を広域的に実施していくことは、大変重要なことであると認識をしております。

このことから、河川管理者であります香川県が主体となって「香川県大規模氾濫等減災協議会」が設立され、流域ごとに「流域治水分科会」を設けております。綾川に関する分科会では、関係する3市2町と県、高松地方气象台などによる、情報交換や各種検

討等を行い、「流域治水プロジェクト」を策定しております。このプロジェクトは、流域内のあらゆる関係者が、ハード・ソフトの両面から流域治水を推進するための様々な対策と、その実施主体を見える化するとともに、目標達成に向けたロードマップを示しているものであり、農地や山林の保全、ICT等を活用した情報提供、利水ダムにおけます事前放流の実施などについても、対策として掲げ、連携しながら取組を進めているところであります。

引き続き、これらの取組を推進していくことで、流域内での連携を図り、流域全体としての防災・減災体制、治水対策の強化に努めてまいりたいとこのように思っております。

3点目の地域経済・観光についてであります。綾川流域は、豊かな水資源と美しい景観を誇り、四季折々の風景や歴史的な名所が点在していることから、多くの観光客にとっても魅力的なエリアとなっております。町といたしましても「あやがわサイクルマップ」や県と共同で「てくてくさぬき」と題した、中讃地区連携のまち歩きマップを作成し、PRに努めております。近隣の市町との共同イベントにつきましては県観光振興課を含め今後、検討してまいりたいとこのように思っております。

4点目の交通の利便性の向上についてであります。本町住民における町内の主要な医療・生活サービスへのアクセスという観点から考えると、定時定路線型の路線バス及び自宅から固定目的地までの運行を可能としているデマンドタクシーによりアクセスを確保しております。本質問の内容は本質的に坂出市における課題であると認識をしております。しかしながら、他市町との連携による広域的な公共交通網の構築というのは地域住民の利便性向上につながる可能性がある取組であるため、今後も近隣市町と連携して、広域的な運行等について研究してまいります。

本町では多くの住民の生活圏が、高松市を中心として形成されておりますが、綾川を軸とした流域内での結びつきは、歴史的に見ても古く、重要なものであると考えており、引き続き、防災・減災対策を始めとし、様々な面で、その可能性を検証し連携を今後とも図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（井上）はい。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）はい。

○13番（井上）本町が瀬戸・高松広域連携中枢都市圏に参画しているのは私も一応認識はしてるんですけども、先ほど申し上げましたように、やっぱり歴史的にも綾川、特に航空写真とかで見てもそうですね、やはり本町と府中地区は非常に密接に、物理的にも歴史的にもいろいろつながってますので、言われると失礼ですけど、認識をすごい持たれていると、ある意味安心をいたしましたけども。高松との広域連携も大事ですけど、引き続き近隣の府中地域との連携もよりいっそう進めていただければと思

います。

これはちょっと事前の通告には書いてなかったんですけども、関連することですけど、府中町地域にパイロット農地ですか、たぶん府中ダムの西側近辺じゃないかと思うんですけども。三菱地所かどこかの大型のモールが来るような計画もあるように聞いております。そうするとですね、イオンも今んところは順調みたいですけど、民間企業ですから、いつまでどうなるかわかりませんし、ここ最近の隣国、はっきり言うと中国との関係のこともいろいろありますけども、府中町の先ほど申し上げたモールの大きなものができて、ちょっと本町のイオンが若干下火傾向とかになると、人の流れとかそういうのが逆転するんじゃないかなと素人的にもそういう考えるんですけども。そういうことがありますんで、今後の、いろんな情報を掴んでいただいでですね、今まで以上にうちと隣の府中地域との連携を更に深めていろいろ検討していただければという、これは要望ですけども。

それと1点だけ質問ですけども、先ほど2番目の最後にかきましたけども、府中ダムの利水専用ダムであり、防災の任を負っていないという人もいるようだがと、これ実際言うた人がおったんですね。誰とは申し上げませんが、利水関係の人ですね。こういう人がやっぱ綾川の中で、こちら重要性、私も理解してるつもりですけども、ちょうど真ん中の辺りで本町の治水にも大きく関係していきますけど、真ん中で占めている府中ダムの関係者が防災の任を負っていないと、言うんだったら、県の土木部とか河川港湾課に言ってくれみたいなこと、そういう認識らしいですけども。これはやっぱり県ももちろんですけど、綾川町、坂出市も含めてですね、やっぱり利水も大事ですけど防災とかやっぱその一番大事ですから、こういう発言もあったということを踏まえて、本町としてはもう少し綾川流域一帯、治水、防災の観点で、更に県とか利水関係者へも含めて一言コメントというか、こういう意見を言ってみたりとか何かそういう警告というか、お気持ちがあればお聞かせ願います。

○建設課長（田岡） はい、議長。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長（田岡） 失礼いたします。井上議員の再質問にお答えをいたします。

1点目の府中町の大型のモールの件に関しては現在のところ何も決まってございませんので、引き続き情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の府中ダム、こちらの防災上の役割ということで町の考えはということですが、当然のことながら利水ダムでございますので、番の州方への水の供給、これを目的に整備をされたダムというのは当然のことではございますけれども、先ほど町長答弁にもございましたとおり、流域治水プロジェクト、この中で令和2年から事前放流、これをですね、上流域の長柄ダムと連携をして行っておる。本町といたしましても重要な防災施設の1つであるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○13番（井上） はい、ありません。今後ともひとつよろしくお願ひします。終わります。

○議長（河野） 井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 10番、西村宣之君。

○10番（西村） 議長。

○議長（河野） 西村君。

○10番（西村） 通告に従ひ質問をさせていただきます。

「防災訓練の今後の計画は」。

去る11月23日に9年ぶりに町内代表者、町消防団、町赤十字奉仕団、高松西警察署、また陸上自衛隊等も含め、約500名の参加者による防災訓練が開催されました。

自治会をはじめとする町内の各団体の代表者の参加により早朝から始まりました。町民の参加者による災害時の体験訓練では、がれきの中からの被災者救出体験、初期消火の体験、救命救急の体験等、地域内では体験できない規模の訓練でした。町民による自助、共助の体験は好評であったようです。私の周りにおいても「良い経験であり今後の参考になった」「防災に対する認識を再確認できた」などの意見を現地にて聞くことができました。町長により提唱されている「災害時には自助、共助が必要である」を町内全域に展開することが、重要であります。近年行われている地域の訓練において行われている避難所開設訓練・災害想定地域の確認なども大切な訓練であるが、今回の訓練では、ドローンによる物資空輸、地震体験車、防災グッズの紹介、炊き出し訓練も体験でき、充実した訓練でした。

今回のような訓練の重要性を含め、災害時での防災対策は多様な訓練が必要であることを再認識しました。

今後、いつ発災するともわからない東南海地震などだけではなく近年の異常気象による豪雨災害を含めた災害対策を町内全域に展開することを目的に、防災訓練の時期、規模を考慮し年間に数回開催することで、より多くの町民に今回のような体験が経験できるのではないのでしょうか。

今後の防災訓練はどのような計画で進めるのでしょうか。質問いたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

来年度の防災訓練につきましては、今年度同様、自治体・関係機関・町民が一体となって行う「総合防災訓練」、これを予定をしております。

内容につきましては、今回の訓練テーマでありました「明日に備える共助の力～備えとつながり～」を踏襲し、町民一人ひとりに災害に備える意識を高めていただき、いざというときは自らの安全は自らで守る「自助」、そして隣人や地域の人と協力して支え

あう「共助」の力を育む訓練内容を考案してまいりたいとそのように思っております。

具体的には綾川町総合運動公園を訓練会場として多目的グラウンドのみならず、アリーナも使用し、災害予防対策、災害応急対策である発災直後からとるべき行動・避難所開設・運営までの一連の流れの訓練を今のところ想定しております。町・関係機関・町民が一体となった訓練を行うことで、町及び関係機関の災害発生時の初動対応も住民の方に知っていただき、その時に自助として自らの生命・財産また、共助として隣人の生命・財産を守るためにはどのような行動をとる必要があるのか、理解及び体験してもらう訓練を考えております。

また、総合防災訓練だけではなく、自主防災組織単位での防災訓練開催の際には、計画段階から町職員を派遣し、訓練支援を行うことにより、より多くの町民に災害に備える意識を高める機会を提供できるよう努めてまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○10番（西村）はい、議長。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）ありがとうございました。

年々防災訓練も町民の意識の中で確立されていくかと思えます。ただし近年では、ついこの間も大きな地震があり、また各地で山火事等の災害が発生しております。綾川町においても、いつそういう災害が起こるかもわかりません。その意識を町民の中で浸透させることが肝要かと思えます。そこで来年の総合防災訓練等も必要かと思えますが、各地域での自主防災組織の活動の援助等も含めた、数回に及ぶ訓練っていうのは必要ではないでしょうか。その辺の認識を確認できればと思えます。

○議長（河野）福家総務課長。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）はい、福家君。

○総務課長（福家）はい、議長。

○総務課長（福家）西村議員の再質問にお答えします。

まず1つは、町民に防災訓練が浸透するよというところと、自主防災組織の強化というよなところかと思っております。議員ご指摘のとおり、防災につきましては、私ども夏にですね、管理職等を含めて防災士の資格も取りました。そういったところのイメージといいますか、マネジメント能力とかも上がっておりますので、こういったところを生かしながら町民の中に浸透できるっていうところを進めていきたいなと思っております。具体的にはですね、いつ起こるかかわからない地震に対して備えるということで、地震は必ずやってくるという認識のもと、減災対策に力を入れることを住民の方に周知したいと思っております。今後ですね、これから広報等の特集などで住民の自主防災の取組についても特集を組もうという計画でおりますので、そういったところを通して、住民に対して十分浸透させていきたいなと考えております。

それから2点目の自主防災組織の強化のところにつきましては、今自主防災組織が130あまりあります。そういったところについてもですね、通り一遍の教育ではなくて、本当に地震が起こったときにどういうふうに対応できるかというところを十分に自主防災組織に浸透させ、組織の強化、連合的などところも今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○10番（西村） はい。

○議長（河野） 西村君。

○10番（西村） ありがとうございます。

防災士として町の職員の方が防災士としての確立をされていっておるということも聞いております。確かに防災士も大事なんですけども、町民全体にそれが浸透できることを、何て言うんですかね、展開できることを町が主体になってお進めいただきたいということを要望として終わりにします。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、西村君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 11番、大野直樹君。

○11番（大野） 議長。

○議長（河野） はい、大野君。

○11番（大野） はい。11番、大野です。

○議長（河野） 大野君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○11番（大野） はい、質問をさせていただきます。

「単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金について」質問をさせていただきます。

環境省では平成13年以降の単独浄化槽の新設は禁止しており国は「生活排水対策」を重点施策として、自治体に対しても合併処理浄化槽への転換促進を推奨しております。

本町におきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度により、合併処理浄化槽の新設をはじめ、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換についてもご支援をいただいていることに深く感謝を申し上げます。

また、居住のみならず、小規模店舗等を併設した住宅も対象としていただいている柔軟なご対応にも、手厚いご配慮として大変ありがたく受け止めております。

そこで以下、現状と今後の方針をお伺いいたします。

町の現状把握についてお尋ねいたします。現在、綾川町内に残る「単独浄化槽」の設置件数は何件か把握できますでしょうか。また、近年の転換に伴う補助金を利用した転換数（単独浄化槽から合併浄化槽へ転換した数）について教えてください。単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助金を利用せず転換した世帯数は把握できるのか教えてください。

次に生活排水対策についてお尋ねをいたします。

町として、合併処理浄化槽への転換をどの程度重要視（生活排水対策として）しているか教えてください。

次に補助金制度の柔軟性についてお尋ねをいたします。現在の綾川町の補助金は、主に「一般住宅」を対象としていますが、店舗・宿泊施設等にも適用することで、空き家の利活用ができると考えます。特に、近年は空き家を宿泊施設にする場合、単独浄化槽のままでは“基本的に不可”であり、法律上も、実務上も、合併処理浄化槽への転換がほぼ必須になります。参考資料も添付しておりますが、飲食店や古民家カフェなども単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換は必須条件となります。

そこでご提案です。空き家の利活用を促進することで、交流人口、関係人口の創出につながり、移住定住の促進や地域経済の活性化が期待できると考えます。さらに、地域の大きな課題である空き家問題の解決にも直結すると考えます。

その際、大きな障壁となっているのは、単独浄化槽のままでは利活用が進まず、合併処理浄化槽への転換しようにも費用が高額であるという点です。綾川町としても「空き家活用の用途拡大（店舗・宿泊施設など）」に対し、補助金の対象の柔軟な拡大を検討していただきたいと思いますが、お答えください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 1点目のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「町の現状について」であります。綾川町において公益社団法人香川県浄化槽協会に登録されている単独処理浄化槽の数は、令和7年3月末時点で、休止中の234基を含み1,751基となっております。

また、令和6年度実績では、補助金を活用した単独処理浄化槽からの転換数は54基、54基が転換しておるといことでございます。補助金を活用せずに転換を行った件数は、正確には把握できませんが、浄化槽協会から提供された資料などから、事業所1件と推測されます。

2点目の「生活排水対策」についてであります。本事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に大きく寄与するものであるとともに、能登半島地震の状況から、改めて合併処理浄化槽の災害への対応力の高さが見直されていることなどからも、今後、町における生活排水対策において、主要なものになると考えております。

3点目の「補助金制度の柔軟性」として、「店舗、宿泊施設などへの補助制度の拡充」につきましては、現時点では考えてないということでありませう。

本事業の目的は、家庭における生活排水対策に対して、個人の負担を軽減することで、合併処理浄化槽の設置を促し、環境負荷の軽減を図っていくことでありまして、県の補助金交付要綱においても、店舗、宿泊施設などは、補助の対象外となっております。

本町の汚水処理人口普及率は、令和6年度末で89.2%となっており、県平均は上回っているものの10.8%が未普及となっていることから、まずは、生活拠点における整備、この促進を図ってまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）はい、議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）ご答弁ありがとうございました。

生活排水対策としては住居を中心として進めていくということでご理解をさせていただいております。

1点ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、例えば、カフェをしたいとか、民宿をしたいと言われる事業者の中でご相談が今までそういった、単独浄化槽んだけど浄化槽に変えなくちゃいけないんだと。どっちにしろ、たぶんその人やるには許可の問題で変えなくちゃいけないんですけど、こういった場合に費用が出ませんかとか、こういう補助金が出ませんかとかっていう内容の、窓口で対応したことがあるのかなのか、ちょっと1点教えていただきたいなと思います。

○建設課長（田岡）はい、議長。

○議長（河野）田岡建設課長。

○建設課長（田岡）失礼いたします。大野議員の再質問の方にお答えを差し上げます。

まず、カフェとか、民宿に対して補助金が出ないのかといった相談があったかなかったのかということに関しましては、現時点で把握しているものはございません。念のため近隣の高松市等にも聞いてはみましたが、高松市でもですね、そのような相談があったというのは把握をしていないということでございました。

ただ、もう1点申し上げたいのが、本町の補助金制度。当然のことながら、議員のご質問にもありましたとおり、併用住宅に関しましては柔軟な対応をさせていただきます。ですので、移住定住の促進という観点からですね、まずは空き家に住んでいただく。住んでいただいた方がそこで事業をされるということであれば、香川県ですとか、浄化槽協会、こちらの方との協議は必要とはなりますけれども、対応の可能性というものが出てくるものというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○11番（大野）はい、議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、ありがとうございました。

今後ですね、いろんな考え方があると思いますので、できることがあれば取り組んでいただきたいなと思いますし、他の市町でも行っているところがポチポチ出ておりますので、是非、研究をしていただきたいなと思います。以上です。

○議長（河野）大野君の1問目の質問が終わりました。ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時 2分

再開 午後 0時 59分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○11番（大野）はい、それでは午前中に引き続きよろしくお願いいたします。2問目の質問です。

「リチウムイオン電池等の適正な回収と火災防止対策について」お尋ねをいたします。

近年、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池の普及が急速に進んでおります。スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ等、日常生活に欠かせない機器に幅広く使用されている一方で、処分方法の誤りによる火災事故が全国的に多発しております。

こうした電池が破碎ごみやプラスチック容器包装ごみに混入すると、焼却施設や収集車で発火し、重大な事故につながります。令和2年5月に、南部クリーンセンターの再生利用施設においてリチウムイオン電池等を原因とする火災が発生し、施設が一時稼働停止となりました。

さらに、西部クリーンセンターやごみ収集車両でも類似の発火事故が確認されており、誤分別による火災は全国的にも急増しております。この問題は、ごみ処理施設に大きな損害を与えるだけでなく、収集職員や住民の安全にも直結する極めて重要な課題だと思います。

そこで、綾川町における小型充電式電池の適正処理及び火災防止対策についてお伺いをいたします。

綾川町における発火・トラブル事例についてお尋ねいたします。本町のごみ処理施設や収集車において、リチウムイオン電池等の混入が原因と思われる発火やトラブルが発生した事例はあるのか、これまでの状況について教えてください。

次に誤分別防止に向けた回収体制及び啓発についてお尋ねいたします。小型充電式電池の誤混入を防止するために、新たな回収ボックスの設置、新たな回収方法の検討、住民への分別啓発の強化など、町としての対策をお聞かせください。

もし現時点で具体的な検討が行われていないのであれば、町として本課題をどのように捉え、今後どのように取り組んでいく方針なのかお示しください。

次に公共施設へのリサイクルBOX設置の考え方についてお尋ねいたします。県内外の自治体では、役場庁舎・公共施設・商業施設等において、住民が安全に電池類を持ち込めるリサイクルボックスの設置が進んでおります。本町においても同様の取組を導入する考えがあるのか教えてください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） はい。

○町長（前田） 2問目のご質問にお答えをいたします。

議員ご質問1点目であります「綾川町における発火・トラブル事例について」ですが、綾川町の破砕ごみは、高松市の西部クリーンセンターで処理を行っております。その際に、施設においてリチウムイオン電池等の混入が原因での発火等は、令和6年度では39件発生しております。また、その発火が原因により発生したベルトコンベアの火災では、修繕のために一時稼働が停止したという状況であったようです。

2点目と3点目の「誤った分別防止に向けた回収体制と啓発及び公共施設へのリサイクルBOX設置について」ですが、現在、本庁と支所に設置してある「小型家電回収ボックス」により、リチウムイオン電池を内蔵した製品を回収しております。ご質問の小型充電式電池については、一般家庭から一般廃棄物として排出され、運搬や処理をする際に、発煙・発火の危険性もあることから、先ずは、早急に、本庁及び支所での、小型充電式電池の回収BOXの設置、併せて誤った分別防止に向けた周知・啓発について検討を進めてまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○11番（大野） 議長。

○議長（河野） はい、大野君。

○11番（大野） はい、再質問です。ご答弁ありがとうございました。

まずは本庁と支所でBOXを設置するというところで、啓発についてちょっとお尋ねをいたします。私もこのリチウムイオン電池は、いろんなものに使われていることがなかなかわかりにくいものもあって、こんなものもリチウムイオン電池なのかっていうものもいっぱいありました。で、誤ってその緑のごみに、壊れたところに入れてしまったりとかっていう方もたくさん、たぶんおられると思うんですね。こういった方をやっぱし、わからない人にきちんと伝えていくっていうのがすごい大事なことだと思いますので、まずその啓発をどのようにしていくかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○住民生活課長（中添） 議長。

○議長（河野） はい、中添住民生活課長。

○住民生活課長（中添） はい。

○議長（河野） 中添君。

○住民生活課長（中添） 先ほどの大野議員のご質問にお答えします。

啓発につきましてはおっしゃったとおりですね、複雑な要素を含めておりますので、それに関しましてはこれから町の方ですね、啓発のチラシとかっていうのを、他市町を含めて参考にさせていただいて作って行って、まずはそれを作って行って、ホームページ等で掲載をしていこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○11番（大野） はい、ありません。どうぞよろしく願いします。ありがとうございました。

○議長（河野） はい。以上で、大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 4番、大西哲也君。

○4番（大西） はい、議長。4番、大西哲也です。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○議長（河野） 大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（大西） それでは通告に従い、一般質問を行います。

「食料品の物価高騰対策について」。

重点支援地方交付金の拡充に伴い、国が地方自治体に対して特に推奨するメニューが見直されました。政府は交付金を活用した「食料品の物価高騰への対応」として、プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、お米券、現物支給などを推奨しております。

また、食料品価格高騰対策は政府から市区町村に対応していただきたい必須項目として基本的には位置付けされていることも併せて示されました。

そこで以下の点についてお伺いします。

- 1、食料品の物価高騰への対応として本町の方針は。
- 2、お米券事業についての認識は。
- 3、速やかな事業実施が求められているが実施予定は。

以上、3点、答弁よろしく願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

食料品をはじめとした物価高騰に伴い、町民生活への影響が長期化しており、早急に対策を講じることは、生活の安定と地域経済の維持・活性化を図るうえで極めて重要で

あると考えております。

そのうえで1点目の「食料品の物価高騰への対応として本町の方針」であります。本町といたしましては、全ての世代の方が食料品も含めて幅広く物価高騰対策の恩恵を享受できるように検討を進めているところであります。

2点目の「お米券事業についての認識」についてであります。今回の重点支援地方交付金のなかで、食料品等の物価高騰に対する特別加算については、推奨事業メニューの中で必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援が盛り込まれております。その点も踏まえ、本町においては、米価の高騰対策も含めて食料品等の物価高騰全般に対して、消費の下支えとして柔軟に活用できるように、ただいま制度設計をしているところであります。

3点目の「速やかな事業実施が求められているが実施予定は」であります。国において補正予算がまだ成立しておりません。成立し、それを受けて本町においても経済対策に伴う補正予算が成立すれば、可及的速やかに食料品を含めた物価高騰対策に取り組んでいくということであります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問をお願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁の中ではすべての世代に幅広くということになるべく、おそらくその公平感というか、そういったことも含めて、あと速やかにスピード感を持ってということもおっしゃられてたんですけども。これはもう聞くまでもないことなのかもしれませんが、あえてちょっとお伺いしたいんですが、従来、重点支援交付金の活用としては綾川町プレミアム商品券、これがたぶん町民の方にも馴染みが深い制度だとは思いますが。今回どうするかいうのはさておいて、プレミアム商品券の場合は使用用途に関しては別に食料品だけという限定ではございませんでした。今回ののは、一応食料品の物価高騰ということなので、基本的にはもう食料品以外には使用できないというような方向性で、今、検討、進めているのか。もしくは先ほど柔軟性ということも出てたんですけども、物価高騰ということで決して食料品だけが上がってるわけではないので、そこも含めての別に食料にこだわらず柔軟性を持っているのが、洋服がいいかどうかわかりませんが、そういうのも使えるのかどうかという点をお伺いしたいのと。

あと、お米券の事業に関しては当然賛否がございますので、いいところと悪いところがあるんですけども、ちょっと私この事業の背景としてはやっぱりお米の消費を促したいっていうのは農業者、たぶん全員思いは一緒だと思います。当然お米の高騰が始まる前から、米の1人あたりの消費量というのは減ってました。ですのでそういう面では利益誘導がとか、今JAがその利益を抜いて480円でお米券したいとかそういうの

も言ってるそうなんですけど、そこは抜きにしてもやっぱり消費は促していくべきかなというのは感じております。今回お米券をするかしないかではなくてです。ですので、今後今回こういったお米券に関してとか、いろんな意見が出てるんですけども、今後町としてお米の消費を促すような施策、今まで生産者に対していろんな支援が当然あったと思うんですけども、お米の消費、生活者の支援と同時に行政として何か米の消費を促すような施策は考えられないのかという点についても、お答えいただけないでしょうか。お伺いします。

○総務課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家総務課長。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

まず、すべての世代に幅広くというところで、柔軟な対応ができるのかどうかでございしますが、今ですね、町長の答弁でもありましたとおり、今、制度設計をしていっております。そういったところで国会の補正予算が通った段階で、可及的速やかに議会の方にもお願いして、予算の方を通していこうと考えておりますので、固まり次第ご提案をさせていただきたいと思っております。

あと、お米券につきましてもですね、当初の説明どおり柔軟に対応できる、お米も含んで消費できるような方法がいいのではないかなということで検討しておりますので、詳細決まり次第、またご説明をさせていただきたいと思っております。現在のところはそういった答弁になります。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。再々質問お願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） 答弁ありがとうございました。

お米の消費等に関しては私も今回の質問の趣旨と少しずれてきているというのは認識はしておりますので、あくまでそのお米券に関しては今、いろんな柔軟な対応ということで決まり次第ということは承知しました。ただ私はそのお米券どうこうよりも、このお米券のこういった社会情勢が今後どういうふうにやっていくべきなのかという点で、お米の消費っていうのをやっぱり促していくのは必要じゃないのかなというふうに感じたのでお伝えをさせていただきました。

施策云々もまた今後の課題ということで、すいませんちょっと私の意見で申し訳ないんですけど、やっぱりお米の消費をしてもらって、自治体によっては母子手帳と一緒に配ったりとか、子育て世帯にお米を現物支給したりとかいうところもありますので。ぜひそこからお米、綾川町産のお米が買えるような仕組みとか、そういうの続いていけば、移住者のシビックプライドの醸成とかにも、つながっていくのかなと。そういうのに米が今非常に価値が認められてきてる時代になってきてますので、そのまちづくり

とかにも、お米を生かしたことを考えていただけたらなと思います。これも要望になりますので、お願いいたします。

○議長（河野） はい。大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○4番（大西） はい、それでは2問目の質問に移らせていただきます。

「綾川町総合運動公園体育館の空調整備を」。

昨今、「地球温暖化」から「地球沸騰化」の時代が到来したとの強い言葉が用いられるなど、異常気象、深刻な自然災害が増加している状況への対応が求められております。

環境問題への取組もさることながら、子どもたちの教育環境の改善、利用者への熱中症対策、災害時の活用など、暑さ対策として、体育館への空調整備も併せて全国的に推進されており、本町でも各小中体育館への空調整備が速やかに進められ、令和10年度には総合運動公園体育館改修工事も計画されております。

そこで以下の点についてお伺いします。

- 1、現段階で想定できる国庫補助金やその他交付金などの活用は。
- 2、体育館空調設置工事と示されているがメインアリーナ以外の空調整備の考えは。
- 3、室内トレーニングルームの併設を要望する声の認識は。
- 4、大規模改修に伴う体育館使用料の改正は。

以上、4点、答弁よろしくお願いいたします。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） ご質問にお答えをいたします。

大西哲也議員の「綾川町総合運動公園体育館の空調整備を」についての質問にお答えをいたします。

近年の気候変動に伴い、夏季の酷暑による熱中症のリスクが高まっており、利用者の健康や快適性を確保するためにも、空調設備の導入は総合運動公園体育館でも検討していかなければならないと考えております。

現段階では、綾川町第4次5ヵ年計画の中で、令和10年度に総合運動公園体育館改修工事を計画しており、体育館屋根塗装や外壁塗装改修等と同時に空調設備の設置工事を計画予定しているところであります。

しかしながら、空調の方式などは、現段階では未定であり、今後、既存の建物の構造や規模等を考慮しながら適切な空調方式の選定を検討してまいりたいと考えております。

1点目のご質問の、現段階で想定できる国庫補助金やその他交付金などの活用についてですが、現段階では未定ではありますが、空調設備の設置費用は高額となるため、今後、事業に適用できる補助金等の活用を検討していきたいと考えております。

2点目の、体育館空調設置工事の空調設置場所ですが、体育館1階ミーティングルームと2階多目的ホールには、既に空調が設置されていることから、メインアリーナのみ  
の空調設置を考えております。

3点目の、「室内トレーニングルームの併設を要望する声の認識は」についてですが、  
一部の利用者の方からそういった声のあることは認識しております。しかしながら、ト  
レーニングルームなどのフィットネス事業に関しては、民間事業者での民設民営での  
事業運営を町では推進しており、総合運動公園体育館の改修にはトレーニングルーム  
の併設は予定しておりません。

4点目の、体育館大規模改修に伴う体育館使用料の改定についてですが、現段階で未  
定ですが、空調が設置された場合、受益者負担の観点から、空調使用料は設定されるよ  
うになると考えております。

以上、大西哲也議員の「綾川町総合運動公園体育館の空調整備を」についての答弁と  
いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問お願いします。

○議長（河野）はい、大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）答弁ありがとうございました。

再質問なんですけど、1点目なんですけれども、その補助金の活用、現状数年先なので、  
今ある事業があるかどうかということも当然あるので、なかなかそのこれっていうの  
はもちろん、今決めることができないのは承知しておりますが、今現状だといわゆる防  
災拠点として活用するのであればとかっていうのが、地域防災拠点強化事業、国の事業  
等であるようです。現在の総合運動公園の体育館では災害時の活用についてどのよう  
な計画をされているのか、その点についてお伺いしたいのと。

あと2点目の、今回メインアリーナのみ空調に関しては整備すると、ロビーはしな  
いというふうに認識したんですけれども、これはロビーは構造上難しいのかとか、費用  
的な問題がとか、いやそもそもあんまり必要とされてないのかとか。すいません、ちょ  
っと素人考えで申し訳ないんですけど、ついででは、どうせやるんだったらという意味  
で、できないのかなというふうに感じたので、理由について、もしあればお伺いします。

あと4点目の使用料に関して、空調に関しては当然学校の体育館ともですね、空調の  
利用料という形で設定されてきてましたが、私の方で確認したいのが、そもそもの体育  
館の使用料が適切かどうかという点です。というのも体育館の維持費と、あと使用料の  
収入のバランスだったりとか、やっぱり受益者負担っていうのは絶対必要だと思いま  
すので、そこのバランスについて試算等はされたのかどうか、今後する予定があるのか  
どうかについてお伺いします。

○総務課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）はい、福家総務課長。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをいたします。

まず、綾川町総合運動公園であります。その位置付けであります。ここはですね、私どもの防災計画の中では物資の拠点ということになっております。災害が起こったときにですね、国・県からプッシュ型で送ってくる物資の拠点を一時的にそこに置いた後、啓開している道路を使って各避難所へ送り込むというような拠点という位置付けでございます。ただですね、災害については今後どういったふうで大規模化するとか、そういった状況が見えませんが、その時点時点では変更になるかと思っておりますが、現時点ではそういった防災の物資の拠点ということになります。

以上でございます。

○生涯学習課長（中津） はい、議長。

○議長（河野） 中津生涯学習課長。

○生涯学習課長（中津） はい、議長。

○生涯学習課長（中津） 大西議員の再質問の2点目になりますが、ロビー等の空調、今回アリーナのみかという形のご質問になるかと思っておりますが、現段階では空調利用者がスポーツ等で使用する場所ということで考えておまして、アリーナのみ空調での設置の方を考えております。ロビーにつきましては今後の利用者の頻度とかですね、そういうことで検討していかなくちゃいけないと思っておりますが、現段階での設置場所としては、アリーナの中の空調ということで設定しております。ロビーにつきましては、今後また研究課題とさせていただきます。

4点目のご質問でありました、体育館使用料の当時の試算をして、設定されたかというようなご質問と、今後についてということなんですが、体育館の使用料につきましては使用開始のときには、近隣また他市町の状況と利用者の状況、それを確認して設定したものであると思われまして。ただ年数も経過し、今後改修ということになりまして、空調の使用料と別に体育館使用料の改定があるかどうかということなんですけど、現段階で未定であります。他市町の空調、体育館使用料というのを参考に考えていかなければいけないところになるかと思っておりますが、現段階ではその使用料の改定等については未定となっております。

以上質問の方の答弁とさせていただきます。失礼いたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） 答弁ありがとうございました。

ちょっと4点目の他市町も参考にしていることなのですが、実際に、今現状も町内外の利用料金とか、時間体別とかでは変えてはおりますが、もう少し私も他、調べてみましたら、利用の曜日だとか、利用頻度の多い少ないとかそういうのと、あとなるべく

町内のこと優先するために町外料金をちょっと高い設定にしてたりとか、いろんなケースがありましたので。ぜひ大規模改修に伴って、空調だけではなくてそういうのも含めてきちんとその確認をして、その上で利用者が納得できるような理由の説明というか、透明性というか、そういうのも必要だと思いますので、ぜひ他市町と、検討して、利用料というのはどうなのかというのは検討していただきたいと思います。

すいません再々質問なんですけど、今ちょっと防災のことを聞きたかったわけではない質問なんですけど、ちょっと先ほどの答えで若干気になったので質問させていただくんですけど。物資の拠点ということだったんですが、体育館2階建てで階段がありますので、その物資を2階の室内、屋内に運ぶとなるとちょっと想像したら少し大変なるんじゃないのかなと。そこが上を想定してたのか、そもそも下の体育館下、屋外だけ下を想定してるという意味で物資の拠点と考えてるのか、すいませんそこ、もう一度質問させてください。お願いします。

○総務課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家総務課長。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 大西議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど物資の拠点ということでご説明しましたが、位置付けができていただけですね。実際に中身についてはこれからどういうふうにしていくかっていうことは、これからの議論になってくると思います。当然、実践に役立つように実施計画みたいなのを立ててですね、利用については検討していかないといけないと思っておりますので、今後検討したいと思っております。以上です。

○議長（河野） 以上で、大西君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 8番、十河茂広君。

○8番（十河） はい、議長。8番、十河です。

○議長（河野） 十河君。

○8番（十河） はい、議長。

○8番（十河） 議長に発言のお許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。公明党の十河です。よろしく願いいたします。

先ほど、昼休憩のときに、報道番組見ていると北海道、青森でまた地震があったそうでございます。震度4の地震で、津波も発生したらしくて、東北の方、寒い中大変だな、ご苦労様やなあという思いを、また一段と強くしたところでございます。本当にいつ、どんなことが起こるかわからないのが、今、日本の状況でございますので、しっかりと気を引き締めて、災害には向かっていかなければならないなというふうに思っております。

また、本定例会におきましても、先ほど同僚議員の方から防災関係の質問等がございましたが、だぶる部分もあるかと思いますが、何卒ご答弁の方、よろしく願いをいたします。

まず、町内行政におきましては、この夏、町長、副町長をはじめ担当課長、職員全員が防災士の資格を習得するために勉強会、また試験に臨み、個人の防災に対しての知識向上、災害時に行うべき行動のレベルアップに努めたと聞いております。大変にご苦労様でございました。今回の取組によって公助はもとより、自助・共助への取組指導も、町内各所に向けて強化できるのかと思っております。

最近の県の調査ではございますが、綾川町で南海トラフ巨大地震が起これば、綾川町におきましては避難者が約 490 名、建物倒壊が約 200 棟が試算されると新聞発表でございました。行政の役割としましては、住民の生命と財産を守るとあります。この数字をいかに減らしていくのか、以下、5 問の質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、現在は、各課におきまして、様々な災害時における情報を収集しデータ化しているかと思っておりますが、事前防災や災害発生時の初動対応から復旧、また復興までをワンストップ化して担う体制を作っていく一元化体制を構築することが必要ではないかと思っておりますが、見解をお聞かせ下さい。例としましては、要支援者、援護者、連絡先が定かでない方、また、障がい等を持っている方、空き家の所有者が分かってない方、自治会に入っていない方等、様々あるかと思っておりますが、その方に対しての見解をお聞かせください。

2、住民参加の避難訓練や炊き出し、講演会、広報紙等発行に参加できない、しない住民の方への声掛けは。地域防災組織の連携など、どのように今まで以上に強化するように考えているのかお聞かせください。

3、災害発生時に迅速かつ円滑に本部を設置し、情報収集、集約、各関係機関への対策のリーダーシップを取る。基本は町長が頭になり、中心になり行うとは思いますが、新しい防災体制、皆さんが防災士の資格を取った以上、様々なリーダーシップをとることも可能ではあると思っておりますので、新しい防災体制の考えはあるのでしょうか。お聞かせ願います。

4、専門の対策課を立ち上げるとしたら目的、業務範囲、人員配置など決定しなければなりません。イメージとして持っていらっしゃるのか。また、全く今は考えていないのか、お聞かせお願いをいたします。

5、議会との連携でございます。現在、現職議員の中に 5 名の防災士が在籍しております。しっかり議会の防災士の方と行政との連携を、しっかり取りながら、様々な準備をしていくことも必要じゃないかなというふうに考えておりますので、またそのあたりの見解をお聞かせください。

最後になりますが、住宅耐震化の診断、改修の補助金の見直し等、家具の転倒防止対策器具の取り付けを県防災士と連携を取り、高齢者、要支援者より要求があれば速やかに対策を取ってあげられる。後は、個人の備蓄品の備え、ローリングストック等言われておる所ではありますが、今まで以上にローリングストック、個人の備蓄、大事なことだと思っておりますが、折々にしっかり広報することが大事かというふう思います。

災害を最小限に抑えるには、平時が大事でございます。しっかりと、平時のときに、何もないときこそ、皆さんに危機感を持っていただきながら考えていただく、地域でも考えていただくことが大事かと思っておりますので、以上5点ご答弁お願いをいたします。

以上でございます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えいたします。

1点目の「事前防災や災害発生時の初動対応から復旧、復興までをワンストップ化して担う体制を作っていく一元化体制の構築」についてありますが、本町、綾川町では、職員の防災士資格の取得100%を目指しております。今年度におきましては、8月に53名が防災士の資格を取得しました。令和8年3月には50名の取得、さらに、令和8年度においても70名の取得を目指しているところであります。

防災士の資格取得により、町職員1人1人が、町の災害対策や避難所運営などの防災活動の基礎基盤の構築を図るとともに、地域の防災力を高めるための活動など、専門的知識や技能をもって災害に当たることが期待されるところであります。

また、町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合につきましては、災害応急対策を行うため、災害対策本部を設置し、災害対応を行うこととなっております。定められた災害時の動員体制に基づき、防災士の資格取得により得た知識を活かし、各課が連携して災害対応に当たってまいりますので、職員が共通理解のもと、災害発生時の初動対応から復旧、復興までを行ってまいります。よって、綾川町の災害対策は、統制の効いたワンストップ化の対応が取れると考えております。

2点目の「住民参加の避難訓練や炊き出し、講演会、広報紙等発行に参加できない住民の方への声掛け対象者は」についてであります。防災訓練への参加を促す取組につきましては、住民一人ひとりが防災を自分のこととして感じられる形にすることが不可欠であると認識しております。

防災訓練への参加率の向上のために、住民の関心と共感を高める情報発信を行ってまいります。そのために防災訓練の周知の際には、自分と家族の安全に直結する災害時に役立つ訓練内容を盛り込んだ、分かりやすい啓発資料を作成し、町広報紙、町公式サイト、SNSなど、あらゆる多様な媒体を横断的に活用し、訓練内容や参加方法の周知を行い、幅広世代に参加してもらえるように努めてまいりたいと考えております。

また、今年度より町保育士についても、防災士の資格取得を計画しております。防災士としての知識を活かした、子育て世代への防災情報の発信を行うことで、若者世代への情報発信を行ってまいりたいとそのように考えております。

次に、防災訓練への参加のハードルを低くすることで参加率の向上に努めてまいり

ます。訓練の内容を「見学型」と「体験型」を組み合わせることで、自治会未加入者など、訓練へ参加しにくいと感じる方についても、参加してもらえらる仕組みにしていまいりたいと考えております。訓練当日、ご参加いただけなかった方々へのフォローとして、ご要望のあった自治会や自主防災組織などへ防災アドバイザーを派遣し、講話や訓練を支援しており、これは今後も引き続き行っていく考えであります。

また、これまでも実施しております、ミニ防災フェスや防災デイキャンプのイベント、さらには、学校の家庭教育学級での防災学習などを実施し、子どもも含めた、自治会や自主防災組織への未加入者・若年層への啓発にも取り組んでまいります。

3点目の「新しい防災体制の考えはあるのか。」についてであります。本町では綾川町地域防災計画において、災害時の対応を定めておりますので、現在の新しい防災体制の考えはありませんが、防災士の資格取得により、各職員のマネジメント能力が上がり、迅速かつ円滑な対応が可能になってくると考えております。

4点目の「専門の対策課の立ち上げ」についてであります。これまで述べてきたとおり、予防対策、災害応急対応、復旧・復興防災対策の各フェーズごとの対策を各課職員が考え、行動できることにより、それぞれが専門対策課対策係の仕事ができるようになると考えております。現在専門の対策課の立ち上げについては考えておりません。

5点目の「議会との連携」についてであります。防災士の資格を取得されている議員の皆様にも、町民の防災の意識と知識の向上のために、町が実施する防災訓練、防災フェスティバルや自主防災組織の活動の活性化に向けた取組等にご協力をいただくなど、連携して取り組んでまいりたいとそうように考えております。

また、災害時には、各避難所の運営に入っただき、町との災害時の情報共有をしていただくなど、議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○8番（十河）議長。

○議長（河野）十河君。

○8番（十河）ご丁寧な答弁ありがとうございました。

1点、一般質問の中で問えばよかったことではございますが、改めて教育委員会、教育長並びに担当課長でも答弁大丈夫だと思いますが、学校の学童、また生徒に対しての今の防災教育、どのような格好で防災教育をしているのか。また、避難訓練等々をどのぐらいの頻度でやっているのかというのを1点だけ教えていただければありがたいと思います。

○教育長（香川）はい、議長。

○議長（河野）香川教育長。

○教育長（香川）はい、議長。

○教育長（香川）十河議員の再質問について答弁をいたします。

小中学校における、避難訓練等の実施回数についてでございますけれども、原則、年

1回は必ず実施をしております。9月1日の関東大震災を踏まえて、しっかりとした訓練をしておるものと認識をしております。

また、学校によって違いはありますが、不審者対応の避難訓練も実施をしているところがございます。

教職員の研修ということについては、昨年度、町を挙げて、避難訓練に関する研修会を実施したように記憶をしております。また今回、町で防災士の講習会を実施しましたが、自主的に参加をした教職員が1名ございます。子どもたちに、安全・安心な生活をする知識や能力を高めるためにも、防災教育についてはまた、学校の特別活動等々の授業の中で、各学校とも計画的に実施しているものと認識をしております。

以上、十河議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○8番（十河） ありません。よくわかりました。ありがとうございます。以上です。

○議長（河野） はい。以上で、十河君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 3番、浜口清海君。

○3番（浜口） はい。3番、浜口清海です。

○議長（河野） 浜口君。

○3番（浜口） はい。

○3番（浜口） 3番、浜口清海です。通告に従い一般質問をいたします。

本町の少子化対策について、質問をさせていただきます。

令和7年も12月を迎え、早くも本年残すところ、20日足らずとなりました。思えば令和7年も色々な事故、事案や現象に遭遇した年となりました。

まず、ひとつには、社会インフラの老朽化による大事故の発生がありました。1月28日埼玉県八潮市で道路の陥没による、2tトラックの転落死亡事故が発生しました。この事故の原因は1983年に設置された下水道管で耐用年数(約40年)を超過していたのが原因とされております。また、沖縄県大宜味村では11月に、ダムから浄水場への導水管が破裂し、那覇市や浦添市など17市町村で断水の可能性が出て、約37万世帯に影響がでる恐れがあり、道路の陥没も確認されました。この導水管の破裂事故も耐用年数(40年)を大幅に約20年超過していました。

今一つは、気候変動に伴う異常気象の発生。私が6月の一般質問で気候変動に伴う「夏の異常高温対策・熱中症対策」を問い、注意喚起・猛暑対策を問いました。が、しかしながら、心配したとおり、特に今年の夏は、過去に記憶のないほどの特別な酷暑続きの夏となり、熱中症患者の大幅な増加、そして、その緊急搬送者の増加となりました。

そして、温暖化の最たる現象として、本年8月5日、群馬県伊勢崎市で観測史上、日本の最高気温41.8度を記録し、更新いたしました。また一方では、国内でも大規模火災が発生しました。岩手県大船渡市、岡山県岡山市、愛媛県今治市で大規模火災が発生し、私は「山火事防止対策」を同じく、6月の一般質問で問いました。ところが、

山火事だけでなく本年11月18日大分県大分市佐賀関の住宅地にて、187棟が住宅火災の被害を受けました。これらの火災発生の原因は気候変動に伴う異常気象、高温・乾燥・強風が原因といわれております。

また一方では、先日12月8日に、皆様ご存知のとおり、群馬県豊岡市妙義山でも類焼面積30万㎡の大規模火災が発生しました。そしてまた、その翌日12月9日神奈川県伊勢原市と厚木市にまたがる日向山で山火事が発生し、昨日12月11日現在、鎮火のめどはたたず、類焼中であります。私が心配し、警告したとおりの事案が発生し、火災の発生が山火事だけでなく、山から住宅地、そして、廃棄物処分場にも大規模火災が発生しております。解決はなされないばかりか、有効な対策は見当たらず、今後も、大規模火災は発生するし、多発すると思われまます。

これらの事象は、日本は勿論のこと、綾川町を取り巻く大きな問題点であり、解決が急がれる、そして解決がなされるべき事案であります。しかしながら、これらの重大事案より更に重大な、そしてもっと、もっと深刻な事象が厚生労働省から、今年6月に発表がありました。それは、昨年、令和6年の統計結果として、合計特殊出生率が1.15で過去最低との発表で、出生数も初めて70万人を下回る、戦後最低の少子化が進行していることが確認されました。

過去、色々な高名な学者の方々、与野党を問わず政治家の方々、諸先生方、評論家の方々がその少子化への対策、取るべき施策を論じられておられました。私も「少子化人口減少への対応策」への講習会・勉強会にも参加しました。が、残念なことに、しかしながら先生方が講習会で述べられていても、結果は何ら効果が無いどころか、逆方向に進行しております。先生方の諸説はさすがだなと思われるところも、もちろんありますが「講習会で、尊大なものの言い方で、高い報酬を得て、何をしているのか」と言いたいところです。が、しかしながら、もちろん私は今までは言ったことはありません。

つまるところは、今現在も、当然のことながら、もちろん今後も少子化は進み、人口減少も進んでいきます。

昔、私が学習した「国家滅亡の方策」(戦争や経済封鎖を除きます)、これの具体策として、滅亡させようとするある国の、その国民に対して「勉学をさせない、勤労を侮蔑させる、出産をさせない」、その策謀が、国家滅亡の三大秘策と教わりました。

いま、我が国は、そしてわが国民は国家滅亡に向かって舵を切っているとの、大きな危機感を、私はもっております。そして、その上に、現状のこの少子化という方向性は、他国からの日本国滅亡の謀略で子どもを産ませないようにしている、そうなのでしょいか、否、違います。NOです。我が日本国の国民、勿論大多数ではありませんが、国民自らが子どもを産まないことを選択している、だからこそ私はとても大きな危機感を抱いております。

従来のとおり、少子化対策でいいのでしょうか。今までどおり、政治家、高名な学者さん、テレビに出演する有名評論家さんたちに託し、信頼して任せていいのでしょうか。そうではないと、任せていいはずはないと私は断言いたします。この託した結

果が、今現在の、日本の過去最低の出生率ですし、今現在の戦後最低の出生数となったのです。彼らたちに今後の日本国の命運を託していいのでしょうか。絶対にだめです。NOです。彼らに我が国の命運を託せば、日本国は必ず滅亡し、破滅します。彼らを信用した結果が、今日、今現在のこの現状を導いたのです。これからは、他人任せではなく、ここにいる我々が、この国難、少子化問題に真剣に取り組み、真剣に考え、真剣に討議を重ね、改善策を模索しなければならないと思っております。

以上これらを踏まえて、町長に問います。本町、綾川町の少子化対策の現状、そして、対応、対策後の効果、結果はどうなっているのでしょうか。その現状をお示してください。

本町として少子化の現状を踏まえての反省点と、今後の具体的な少子化対策、取組、方向性をお示してください。以上です。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

平成26年（2014年）に「地方創生」の取組が始まり、「自然減」「社会減」のそれぞれの要因に対応する施策に取り組み、人口減少対策を進めてまいりましたが、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておりません。

人口減少対策の中でも特に少子化対策は、結婚や出産に対する意識の変化やライフスタイルの多様化など、子育て環境を取り巻く課題は常に変化しており、基礎自治体のみでの対応では限界を感じているところであります。

しかしながら、引き続き人口減少対策の取組を進めるために、令和7年3月に第3期の綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまでの「人口を増加させる」という目標から、「人口減少を抑制する」という視点に立ち、4つの基本目標を掲げ、各種の取組を実施をしております。

議員ご質問の少子化対策は、基本目標の1つであります「結婚・出産・子育ての希望が叶うまちへ」の施策の内容になります。

まず、1点目の「少子化対策の現状及び対策後の効果について」の質問ですが、「出会いと交流の場づくり」として「かがわ縁結び支援センターの登録料の補助」を、また「安心して妊娠・出産ができる環境づくり」として「出産祝い金」などを、さらに、「安心して子育てできる環境づくり」として「土曜保育」「在宅育児応援金」などの事業を実施しており、少子化の根本的な解決には至っておりませんが、県内他の市町と比較しても遜色がない取組を展開をしております。

2点目の「少子化の現状を踏まえての反省点と今後の具体的な少子化対策について」のご質問であります。冒頭申し上げましたとおり人口減少対策の中でも特に少子化対策は、基礎自治体のみでの対応に限界を感じております。

これまでの取組を継続・拡充しつつ、地方創生が開始されてからの10年間の成果と

反省を踏まえ、国が本年中に策定するまち・ひと・しごと創生法に規定する「総合戦略」など、国の動向を注視し、人口減少が続く事態を正面から受け止めたうえで、引き続き少子化を含めた人口減少対策に取り組んでまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○3番（浜口） はい、再質問をお願いします。

○議長（河野） 浜口君。

○3番（浜口） はい。

○3番（浜口） ご回答ありがとうございます。

町長おっしゃったように、他市町村と比べてはですね、非常に綾川町、健闘しておるというふうに私も思います。しかしながら、人口減少にならない、これ私が言わずと分かっているように、合計特殊出生率 2.07、これがですね、人口が減らない最低限の出生率でございます。これはもう私から言う必要はないと思いますが、ただどもこれには非常にまだまだの状況だと思います。その 2.07 に向けて、これは私もですね、案を出しますし、いろいろとご相談申し上げて、この町が消滅しないように、この町が発展するように、四国でも綾川町が一番じゃと言われるような施策を持ってですね、取組をできればと思います。

子育て支援策をですね、各市町村やっております。やっておりますが、いかんせんの数値になってます。私は今現在一番少子化の原因となっておりますのは、これ綾川町の統計言います。1990年、平成2年。未婚率、男性 48.5%、女性が 20.1%です。それが30年後、2020年、令和2年。男性 57.7%、女性が 46.7%。これ、町のあれですからご存じだと思うんですけども、2.3倍になってます。このように女性が結婚をしない、女性が結婚したくない理由があると思います。このあたり研究をしながら一緒に問題解決になればと思って、再質問をさせていただきました。以上です。

○総務課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家総務課長。

○総務課長（福家） 浜口議員の再質問にお答えをいたします。

現在ですね、町長の答弁でもありましたとおり、現在第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を立ててやっております。この中でですね、浜口議員が言われた 2.07 っていう数字は人口置換水準と申しまして、ご存じのとおり、その水準があれば人口は減らないという水準なんですけど、ここ私ども3期を策定するにあたりまして、この水準については無理だろうというところになりまして、今現在、合計特殊出生率は 1.8 を目標にしております。これを踏まえた上でお話をさせていただきますと、当然ながら 1.8 になったら人口は減少しますが、これについては減少するスピードを緩やかにするという目標に立って行っております。

当然ながら、結婚して出産されて、子どもの数が増えるのが一番理想です。そのためにはですね、町だけではなくて、国の施策も一体的に、一緒にやっていかないといいな

いという認識でありますので、これは国の施策の動向とか見ながら綾川町に合った施策の方を速やかに実施できるように、担当課が連携してやっていきたいと思っております。

以上答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○3番（浜口） はい。

○議長（河野） 浜口君。

○3番（浜口） はい。

○3番（浜口） これ最後に、再々質問というよりも、要望と決意ですけども、これを述べたいと思います。この少子化、人口減少という問題は思想、信条、信仰の枠と垣根を取り払い、立ち向かわなければならないほど大きな国難であり、大きな難題だと私は考えております。

最後になりましたが、私、浜口清海も日本国のため、綾川町のため、働いて働いて働いて働いて、働いて働いて、この国難に立ち向かうことをお誓い申し上げ、一般質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（河野） 以上で、浜口君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 1番、川崎泰史君。

○1番（川崎） はい、議長。

○議長（河野） 川崎君。

○議長（河野） なお、川崎君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい、それでは一般質問をさせていただきます。

まず1問目でございます。

「不登校支援の拡充及び教職員を守り教育の質を担保する組織体制の強化」ということで、お願いいたします。

本日は、コロナ禍を経て社会環境が大きく変化するなかで、子どもたちを取り巻く環境、そしてそれを支える学校・行政の体制について伺います。

#### 1、不登校の現状と分析について。

まず、不登校児童生徒の現状についてです。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、日常が戻りつつありますが、全国的にも不登校の数は増加の一途をたどっております。本町においても、現場の肌感覚として増えていると聞き及んでおりますが、まずは客観的な数字での現状認識が必要です。こども園、小学校、中学校、それぞれの在籍人数に対して、現在どれくらいの割合で不登校、あるいは「登園しぶり」等の傾向にあるお子さんがおられるのか、現状をお聞かせください。

あわせて、単に数字だけでなく、その背景にある「声」をどう捉えているかについて伺います。保護者や当事者である子どもたちが、今、学校や町に対して何を求めているのか。個々のニーズに対する町の分析と、現在の対応状況について、教育長の見解を伺

います。

## 2、支援体制(人的・物的環境)の適正化について。

次に、具体的な支援体制について伺います。現在、本町のスクールソーシャルワーカーは小中で計3名体制と聞いております。しかし、増加する事案や複雑化する家庭環境を鑑みれば、この人数で十分なケアが行き届いているのか懸念されます。増員を含めた体制強化が必要ではないでしょうか。また、県配置のスクールカウンセラーについても、その配置時間や頻度は適正でしょうか。必要であれば外部委託なども視野に入れ、切れ目のない相談体制を作るべきと考えますが、現状と今後の方針を伺います。

ハード面についても伺います。不登校児童生徒の居場所として「綾川町少年育成センター」がありますが、現在のニーズに対して施設の規模や機能は適正でしょうか。特に小学生への対応について、こちらの育成センターは中学校にありますので、小学生の対応について既存の設備でニーズに答えきれているのか疑問が残ります。例えば、昼間の時間帯に空いている児童クラブ(学童保育)の設備を活用するなど、既存財産の柔軟な運用で居場所できないか、提案を含めて伺います。

## 3、教育行政の構造的な課題と町の法務専門部署の設置について。

最後に、より根本的な課題について伺います。現場からは「人が足りない」という悲鳴にも似た声が聞こえてきます。不登校対応や保護者対応に追われ、本来最も重要であるはずの「教育の質」に影響が出ていないか、非常に危惧しております。根本的に教師の数が不足していることが要因と思われませんが、町や県の財政だけで加配教員を増やすことには限界があります。

そこで、以前も提案いたしました、改めて提言いたします。教職員が教育活動に専念できるよう、クレーム対応や雑務処理、法的判断を伴う事案を一手に引き受ける「包括的な法務・事務処理専門部署」を、綾川町という組織規模を鑑みて設置すべきではないでしょうか。これは学校だけに限らず綾川町全体を見ての話でございます。また現状のスクールロイヤーの活用状況はどのようになっておりますでしょうか。さらには2026年12月までに施行される「日本版DBS(子ども性暴力防止法)」など、今後更に法的な専門知識を要する対応が現場に求められます。これらを学校現場任せにするのは限界があります。教職員を守り、ひいては子どもたちの教育環境を守るために、専門部署の設置に向けた具体的な検討を進めるべきと考えますが、町の所見をお伺いいたします。

○議長(河野) 香川教育長。

○教育長(香川) はい、議長。

○議長(河野) 教育長。

○教育長(香川) はい、議長。

○教育長(香川) 川崎泰史議員の「不登校支援の拡充及び教職員を守り教育の質を担保する組織体制の強化について」のご質問にお答えいたします。

議員ご質問1点目の「不登校の現状と分析についてであります。病気等以外の不登

校児童生徒の現状については、コロナ禍以後増加しましたが、ここ数年は高止まりしており、小学校 15 名前後、中学校が 30 名前後で推移しています。こども園における登園しづり等の傾向については把握しておりません。

不登校の理由としましては、家庭環境・人間関係・生活様式等、その要因や背景が多様化・複雑化しており、複数の要因にまたがるケースもあり、個々に応じた対応が求められています。教育委員会、学校・教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等関係者間で情報共有をし、ケース会の実施等の相談事業を行っているほか、町では重層的支援対策整備事業の中で、健康福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会と密に連携しながら、町全体で支援体制を構築し継続的な支援に努めているところです。

2点目の「支援体制（人的・物的環境）の適正化について」ですが、人的配置について、スクールソーシャルワーカーの配置を令和7年度から2名から3名体制とし、充実を図っております。しかし、県配置のスクールカウンセラーについては、各学校への配置日数・時間等が限定されることもあり、十分な成果が出ていない面もあり、課題等を含め県に対し引き続き継続的な配置要望を行っている現状があります。

次に、不登校児童生徒の自宅での学習支援を行うために、GIGAタブレット端末を効果的に活用し、成果をあげている事例もあります。

また、令和7年1月から新たに不登校の児童生徒の保護者を支援するために、小・中学校親の会「グッディ」を開催し、子どもの不登校で苦悩する保護者が子どもへの関わり方を一緒に考えたり、日々の悩みを話し合ったり、経験談を聞いたりする場を設け、不登校児童生徒やその保護者が社会から孤立することを防ぐ活動にも取り組み、参加者から好意的な感想等を得ております。

次に、物的環境について、まず、少年育成センターについては、不登校対策として教育支援センターを設置しています。不登校で本人及び保護者が通級を希望する児童生徒が利用しています。施設は、中学校に併設されていますが、議員ご指摘のとおり、中学生は通級していますが、小学生の通級は現在おりません。施設的な広さや支援員の人材確保等の課題もあると認識しております。

次に、議員提案の学童保育施設などの町施設の利用は、今後検討したいと思いますが、一方で、登校できない児童生徒が学校内の施設には行きづらいということ、設置には人的配置が必要であり、多種多様の課題を抱える児童生徒に対応できる人材確保は簡単でないこと、また、デリケートな個人情報管理のための体制づくり等、慎重な制度設計が求められると考えています。資格を持つ専門職の雇用の厳しさは県、町共通した課題であり、より効果的な、充実した支援体制について、今後とも検討してまいります。

3点目の「教育行政の構造的な課題と町の法務専門部署の設置について」であります。教育長として答える部分を先に述べさせていただきます。議員のご指摘にある教職員不足については全国的な課題であり、町財政の理解により町講師等の配置予算を確

保しても雇用できない状況もあり、町としても苦心しております。その中で、教職員は誠心誠意子どもたちと向き合い、日々業務に邁進しており、ここ数年の全国学力・学習状況調査等の結果を見ても、綾川町勤務の教職員の地道な教育活動の成果等は、他市町に誇れると確信しております。

なお、ご質問のスクールロイヤーについては、県には配置されており、市町の利用が可能となっています。今後、必要に応じて各学校と連携しながら効果的な活用を考えてまいります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 法務専門部署について私の方から答弁いたします。最後に法務専門部署の設置についてであります。町としては顧問弁護士と契約し、総務課を窓口とした相談体制をとっております。懸案事項がある場合どの課でも利用ができるということでもあります。また、内閣府、こども家庭庁、警察など、国及び県には様々な相談窓口があることから、まずは窓口周知の徹底をすることが必要であると考えますので、町においての法務専門部署の設置については現時点で考えてないということでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、再質問あります。議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。

○1番（川崎） はい、それでは再質問させていただきます。

先ほど現状認識としまして小学校 15 名、中学校は 30 名前後ということで、こちらおそらく不登校の規定によります 30 日以上欠席者になろうかと思えます。特に重要になってまいりますのが、その前段階ですね。やはり比較的休みが増えている子どもたち、そういったところへの対応がどのようになっているのか再度お伺いしたいと思います。

そしてもう 1 点、最後の 3 番目の点ですね。職員さんが頑張っておられるということはもう十分に承知しておりまして、そうした中でただ頑張っているのに何ていいですかね、町として甘えている状況ではちょっとよくないと思っております。そういった中でいろいろな制度的な対応ですね、それをしていけばどうでしょうというのが、今回の趣旨でございますので。残念ながら部署についてはですね、設置は今回行わないということでございました。そして窓口等での対応等があると、顧問弁護士や、そういうそれぞれの対応があるということなんですが、結局ですね、そのアドバイザーに聞いて結局、現場がどうかしてくださいという、たぶんこれ回答になろうかと思えます。ただそれがもう限界があるという話ですので、そういった部分を当然ある程度は現場対応

していただければいいんですが、ある程度もう混み合ってきた場合になるとやはりそれを引き継ぐ部門がないと結局現場が疲弊すると。そういったことが今回の趣旨でございまして、その点が残念ながら回答としては得られていないかと思われま

す。また、私も質問で述べておりますとおり、結局教職員の数が足りない。十分数がいれば対応することはもちろん、現場でも当然子どもたちもよく知っておる立場の教職員ですので対応できると思うんですが、そもそもが足りていないってのが、やっぱこれ根本的などころになりますので。これもね、以前ある方と話しておりましたら、もう正直、学校の営業時間を考えれば2交代にするしか方法がないというようなことも聞いております。実際おそらく私立学校等ではそれに近いような対応もされておるのかなと思

います。その中で、公教育が取り残されているというのが現状ではないかなと思

いますので、これを町単独でどうこうはできないというのは十分承知しております。そういった中で本当にこの現場をです、今現在の中でどのように対応するのか、そういった点での私の提案でございまして、そういったことをかんがみて再度お伺いいたします。

そういったアドバイスだけにとどまらない、最終的な処理まで含めた対応を町としてどのように考えているのか、お答えいただきたいと思

います。

○学校教育課長（岡下） はい、議長。

○議長（河野） 岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下） 川崎議員さんの再質問についてお答えいたします。

まず30日以上をまだ超えていない子どもに対する対応ということですが、不登校気味の子どもに対しましても毎月、学校の方からは当然報告が上がっておりまして、そういった子どもに対する相談の実施であるとか、先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカー等のケース会も実施しておりまして、教育委員会の指導主事、また学校生活相談員、これ平成6年から配置しておりますけれども、そういった人を使いながら、相談事業を実施しているというのが現状であります。

また制度的なことで、スクールロイヤー等の窓口がアドバイザー的にしか機能してないのではないかとこのところにつきましては、これも経験談でありますけれども、町の顧問弁護士の方に最後までお話をさせていただいて、対応していただいたというケースもありますし、今指導主事の方が保護者の方とお会いして対応するというケースもありますし、そのケースケースで、最終的にどこが持っていくかというのはそれぞれありますけれども、対応できているというふうに思います。

教職員の人が足りてないという部分につきましては、1名、例えば病休とか産休とかで欠員になったところをです、時間の対応で2人を雇うとか、そういった形ででも、1人のところを2人で対応したりです、そういった対応もしながら、苦しいところではあります、対応しております。

ただ先ほど教育長も申しましたように、その対応する教員自体が、もう駒もないというような状況も各教育事務所で起こっているというのが現状でありまして、今後県にも要望もしますし、採用については県の方との話の中で、県講師、町講師の使い分けと

いうところになろうかと思えます。以上です。

○教育長（香川） 議長。

○議長（河野） はい、香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（香川） 失礼します。課長が先ほど述べたことに付け加えまして、教育長として一言述べさせていただきます。

職員の頑張りに甘えているのではないかというご指摘がありました。そう言われると非常に胸が痛みます。何とも言えない気持ちです。学校現場を町としても、教育委員会としても、しっかり応援したいなということで、日々頑張っております。例えば、退職をされた教員の先生の一覧のリストを作りまして、その方の中で、学校現場を助けてくれそうな先生に、日々、声をかけ続けております。実は私も数年前、前松井教育長から声をかけられまして、綾川中学校で午前中4時間、1週間で20時間でございますが、3年生という進路指導真っ只中の3年生の公民の授業を担当させていただきました。こういう形で教員が関わると、学級担任の授業実数が減り、子どもに関わる時間が増えます。これはあくまでも1例ですけれども、フルタイムで勤務は難しいまでも、午前中、あるいは週3日間、勤務をしていただける先生を求め日々努力をして、声かけをさせていただいております。現時点でも、ある小学校に対して、週4時間、あるいは週3日、という形で、非常勤講師で支えていただいておりますので、その学校ではそのことにより、他の教職員の負担が軽減をされておるところでございます。

今後も、フルタイムは大変厳しい状況でございますが、とにかく学校現場を支えるために、町教育委員会といたしましても、できる限りの支援の手を差し伸べていくつもりでございますので、その辺りもお含みの上で、ご支援をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） 議長。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい。

○1番（川崎） 再々質問させていただきます。

1点目、30日未満の対応もやられているということで、ぜひそのままお願いしたいんですが、今回その数字的な部分がやっぱりあんまり具体的には出てきておりません。当然ながら、非常にセンシティブな内容を含んでおりますので、非常に公開するのは難しいのかなとは十分理解できるところでございます。ぜひ専門のですね、今後、総務委員会等で、秘密会なども活用しながら、引き続き協議をしていただきたいと思います。

そして3点目、教育長から非常に熱いお言葉いただきましてありがとうございます。本当にやっぱ現場がね、必死で頑張っているというのは、私の恩師からもいろいろ聞いて

ておりますし、いろんなところから声は聞こえているところがございます。そういった部分に対してですね、少しでも対応できるような体制を事務方としてしっかりと作っていくこと、これも私は必要だと思っておりますので、町執行部の方から何か返答がありましたらお答えいただければと思います。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） 香川教育長。

○教育長（香川） はい、議長。

○議長（河野） はい、教育長。

○教育長（香川） 川崎議員の再々質問について、まずお尋ねをさせていただきます。

事務方として何ができるのかということにつきましては、学校の教員を応援するということで受けとめてよろしいでしょうか。はい、それでしたら、先ほども述べましたけれども、非常に人的配置が厳しい状況の中ではありますが、そういう中でも、少しでも現場の負担を少なくするために、人的確保に鋭意努力をしていきたいと考えております。これでは、不十分でしょうか。

○1番（川崎） そっちではないですけど、まあいいです。

○教育長（香川） はい、一生懸命、学校現場を支えていきたいと思っておりますので、ご理解ご支援をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（河野） はい。1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい。議長。

○議長（河野） はい、川崎君。

○1番（川崎） はい、それでは続きまして2問目の質問に移らせていただきます。

「増加する相続放棄地及び所有者不明土地への対策と、将来の土地管理のあり方について」を質問いたします。

本町においても、耕作放棄地や管理不全な土地が増加の一途をたどっていると強く感じております。特に農地においては、繁茂した雑草や病害虫の発生など、周辺の優良農地への悪影響が懸念される事案が散見されます。こうした土地の背景には、相続放棄や相続登記未了による「所有者不明化」の問題が横たわっています。

この問題の根幹には、法制度と実態の乖離があると考えます。昭和22年の旧民法廃止以前の「家督相続」においては、資産の分散が防がれ、実害が出にくい構造がありました。逆算すれば、旧法廃止直前に20歳で家督相続を行った方でも現在98歳前後となります。つまり、旧法の恩恵を受けた世代が事実上いなくなり、新民法下の均分相続による権利の細分化・複雑化が、今まさに限界点となり、「制度疲労」として表面化しているのが現状ではないでしょうか。

資産価値の低い地方の土地に対し、全国に散らばる膨大な数の相続人を特定し、説明を行い、承認を得ることは、コストと労力の面で全く現実的ではありません。このような将来想定される問題を長年放置してきた結果が、現在の危機的状況を招いています。こうした現状を踏まえ、以下について町の所見を伺います。

1、相続放棄地及び管理不全土地の現状管理について。

相続放棄され、事実上の管理者が不在となっている農地等が周辺環境へ悪影響を及ぼしている場合、町として現在どのような手段で対応しているのか。また、今後どのように管理指導を行っていく方針か伺います。

2、町による「事実上の管理化」の可能性について。

相続人が判明しない、あるいは全員が放棄した土地について、法的整理を待たずして、町権限において事実上の管理(草刈りや最低限の保全)を行う制度設計、あるいは公的な受け皿を作ることは可能か伺います。

3、国の動向と制度の有効性について

この問題に対し、国は「相続土地国庫帰属制度」の創設など動きを見せていますが、要件の厳しさや費用負担などから、地方の荒廃地対策として真に機能するか疑問が残ります。現在の国の施策に対する町の評価と、仮に国の対応が現実に即していない場合、町として国へどのような改善要望、あるいは独自の解決策が必要と考えているか、町の所見を伺います。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) はい、議長。

○町長(前田) 質問にお答えをいたします。

1点目の「相続放棄地及び管理不全土地の現況管理について」であります。現在農地の所有者が高齢化し、相続人が遠方に居住している場合や、農業を継続する意欲や資金的余裕がない場合など、多様な事情により相続放棄を含めた耕作放棄地というものが増加しているというのが現状でないかなと思っております。この結果、農地の適切な管理や活用が困難となり、地域の農業振興に支障をきたすケースも出てくると思われま。町では、「農業委員会」を通じまして、耕作放棄農地の解消に向けて、農地パトロールを行い、「公益財団法人香川県農地機構」と連携することで農地の有効活用や売却・貸付の促進を現在行っております。今後も関係機関と連携を密にし、地域の農業振興や景観保全を目的とした農地管理指導を行ってまいりたいと、そのように考えております。

2点目の「町による事実上の管理化の可能性について」であります。農地を所有し、また利用し、維持管理を行うことは個人や法人の責任と思われま。現在、町の権限で相続放棄をした農地の管理を行うことは費用的な問題から難しいと考えますが、まずはその前段で中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を利用した地域の問題として捉える必要があると考えており、町としても地元の活動組織と相談をしてみたいとそのように考えております。

3点目の「国の動向と制度の有効性について」であります。「相続土地国庫帰属制度」は、所有者不明土地の発生を予防するため、相続又は遺贈により土地の所有権を取

得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度であり、令和5年4月27日から運用されております。

議員のお話の、要件の厳しさとは、申請人や帰属できる土地に一定の制限が設けられていることを指すと思われませんが、管理コストの増大を避けるためには、やむを得ないものと思われます。

また、相続放棄地及び所有者不明土地の増加が顕著であるため、それを抑制するほどではありませんが、綾川町においても、令和7年度に5件ほどの帰属制度活用があり、一定の効果はあるのではないかと考えます。

なお、法の附則において、法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、とされていることから、今後、国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいとそのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、再質問あります。

○議長（河野） 川崎君。

○1番（川崎） はい、議長。

○1番（川崎） はい、それでは再質問させていただきます。

1点目、2点目についてですが、今、回答ありましたのは基本的に相続がある程度確定する、もしくはある程度管理者が想定されている場合の回答かなと思われま。問題になっておりますのは結局、誰が管理してるのかわからない、触れない土地ですね、こちらが問題になっております。実際に山間部行きますとですね、特定の地区はもうあつという間に数年経てば森になりますので、田んぼの中に突然森があるようなところも散見されます。そういった部分を実際に近隣の方が、特に隣接地の方ですね、もう困るからちょっとあれ触っていいんですかと聞いても、当然ながら町としては何の責任も管理的にもございませんので、触れませんという回答しか出ないと思われま。そういった中で結局放置されているという現状がありますので、それに対してどのような対応をしていくのかわかってのが本来の趣旨でございますので、そういった点におきまして、再度お答えいただければと思いま。

また問3の国の対応についてなんですが、こちらもですね、一応綾川町では5件あったということで、これもおそらく帰属化が可能であったのは最終的に相続放棄等が成立してですね、管理上綺麗に法的な処置ができたからこそだと思われま。しかしながら当然ながら、その前段階で宙に浮いてしまうパターン、相続人がある程度放棄して、だんだん末端になってくると当然ながらこちらにもいない、全然なんなら綾川町にはもう縁のない方々もたくさん増えてこられます。そういった中で相続放棄の途中で放置されてしまう土地、実際に地域の方に聞いても、もう誰が管理してるのかわからない、という状態ですと放置されている土地というのはたくさんございまし、親戚関

係に聞いてもですね、あれはいろいろあっても触れないんだということで放置されているところもたくさんございます。そういった部分に対してですね、現場においてそれをどのように対応、処理していくのか、そういった部分を町の現場の職員として何か手段、手法があるのであれば、もしくは何か問題点があるのであれば、その点をぜひおっしゃっていただきたいなと思いますので、その点お答えをお願いいたします。

○経済課長補佐（葛西） はい、議長。

○議長（河野） 葛西経済課長補佐。

○経済課長補佐（葛西） はい、議長。

○経済課長補佐（葛西） 失礼します。川崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

川崎議員のご質問といたしましては、相続人の方が誰もいなくなったときに、農地の保全がどうなるかというご質問だったと思うんですけども、今の相続人とか利害関係人の方が誰もいない場合はですね、農地を清算する義務を負う人がいないという状況になりまして、放置された状況が続くこととなっております。

町としましては代執行としまして、こちらの農地を代執行して取得すると、そういうことも制度的にはできますし、また草刈等の管理につきましても、代執行で行うことはできるんですけども、これにつきましては町の費用が発生することになりまして、その費用的な面でどうするのか、というのがまだ町の方では決まっておりません。

またこちらの制度を使いますと、今後、そういう利害関係人とか相続人のいない土地が、ほっといてもいいんだという、維持管理をしない状況を促進するということもちょっと考えられますので、こちらについては研究課題とさせていただきたいと思っております。

また最終的にですね、県の農業会議とかに相談したところ、もし担い手さんとかがいれば県の農業委員会の認定で、農地バンクとかを利用して担い手さんに貸し出すということもできるそうなので、そちらの方も農業委員会と相談して、また進めていきたいと思っております。以上です。

○税務課長（亀山） 議長。

○議長（河野） はい、亀山税務課長。

○税務課長（亀山） はい、議長。

○税務課長（亀山） 川崎議員の再質問にお答えをいたします。

宙に浮いた土地、相続放棄された土地の処分についてのご質問であったかと思えます。今現在、固定資産税の関係とかで、相続人が放棄をしまして、相続人不存在となっておりますような土地も、徐々に増えておるような状況でございますが、こちら制度上、裁判所の方に相続財産の清算人というのを申し立てする制度というのがございます。これによってそちらの財産の処分であるとか、清算をしていただくようなことは可能ではありますが、こちらの制度を利用する際に、予納金というものを最初に納めなければならないようになっておりまして、そちらの金額が数十万から 100 万を超えるような金額になることもあるというようなこともございまして、税務課の方としてはなかなか

かそういった制度を活用することができないでおるとというのが、今の現状でございます。以上です。

○議長（河野） はい、再々質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、議長。再々質問。

○議長（河野） はい、川崎君。

○1番（川崎） はい、ありがとうございます。ご回答ありがとうございました。

今、回答がありましたとおりですね、裁判所への申し立てで対応するのは今現状できるということになっておりますが、今ありましたとおり、数十万また100万程度の費用がかかってくるということで。そして、また土地処分を考えましても、もうこの時点で数字的にも現実的ではないということは皆さんもご承知のとおりだと思います。こういった現状の事務処理上、もうほとんどこれ対応が不可能であろうと思いますので、おそらくいくら質問しても、もう回答は出てこないものと思います。こういった現状をおそらく県や国に対しても相談かけておろうと思いますが、これ今後ますます増えてまいりますので、本当に本格的に対応しないと先ほど言った、最終的に裁判で処理すればいいというのはこれはもう都会の話、一等地の話でございます。地方ではもう全く現実的にはないという部分、この点をしっかりと国に対しても認識していただければ、これらの問題の解決には至らないと思います。そういった点を踏まえまして、対応についてお伺いしたいと思います。

それとあともう1点、先ほどの農業関係の回答ですが、これもやはり担い手があれば貸し出すとかこういった対応、これはおそらくそういった相続関係がある程度確定した後の話になろうかと思っておりますので、そもそも権利者が不明な状態についてが今回の質問の趣旨でございますので、なかなかこの対応というのは非常に厳しいと思います。そういった中で問3におきます最終的な、解決の手段が現状、先ほど言った裁判所への申し立てということなので、そしてまたこれは先ほど申し上げましたとおり、事実上、地方では全く役に立たない解決策となっておりますので、この点を踏まえまして、国に対して必要な処置があるのであれば、現場の立場でぜひお答えいただきたいと思っております。

○総務課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） はい、福家総務課長。

○総務課長（福家） はい、議長。

○総務課長（福家） 失礼します。川崎議員の再々質問にお答えします。

おっしゃるとおりですね、所有者不明の土地であるとか、相続人が放棄してる土地の問題はずっと残っていると思います。私どもは空き家対策の方の基本法の、空き家対策の改正を今ですね、基本計画を立て直しておるところでございますので、この辺も踏まえて、空き家には農地も付いておりますので、こういったところで1つは改正「空家等対策の推進に関する特別措置法」、もしくは「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を利用しながらやっていきたいと思っておりますけど。当然、私ども執行部の

方から答弁させていただいたとおりですね、最終的には費用の方は残っていくということになりますので、そういったところの、国に対して、財政的な支援については町村会を通じて要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎）ありがとうございました。

○議長（河野）以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩                      午後        2時54分

再開                      午後        3時10分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）これより、「令和6年度 綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」を議題といたします。

○議長（河野）本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、福家利智子君。

○決算審査特別委員会委員長（福家利）議長、15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○決算審査特別委員会委員長（福家利）はい。

○決算審査特別委員会委員長（福家利）ただいま、議長より求められました、決算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

先ず、審議日程でございますが、10月15日、21日、22日の3日間、決算審査を行いました。出席者は、委員13名と議長、執行部からは、町長、副町長、教育長、会計室長、関係課長及び課長補佐等、議会事務局から局長の出席がありました。

審議内容の報告につきましては、委員からの質問等の概要及び執行部からの答弁を要約したものとさせていただきます。

初日は、決算審査に先立ち、会計室長より「令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算」に係る概要説明を受けた後、総務委員会関係の審議に入りました。

まず、総務課から人件費関係の説明の後、議会事務局関係の説明がありましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、総務課から「一般会計」の説明を求めました。

まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項の内容について、4点の報告がありました。

1点目、「経常経費の削減に努め、財政の弾力性を保ちつつ、将来投資を適切に進め

られたい。」との意見については、「既存施策の成果を厳しく検証し、緊急度、重要度に合わせた事業選択や、業務の改善に努め、事業の廃止、休止などを含めた見直しを行う。また、新規事業がある場合は、K P I を設定し必要な事業を進める。」

2点目の不用額については、物価高騰などにより予測が難しいが、予算時に適正な見積もりを行うとともに、事業費が確定した場合は、減額補正を行うなど、計画的及び適正な予算の執行に努める。また、未執行となった事業や、多額の不用額が生じた事業については、その原因の分析及び必要性を検証する。

3点目、「各種団体に交付している補助金について、補助団体に対して慣例により交付しているような事案が一部見られた補助団体に対しては、活動実績や成果の報告を求めるとともに、請求の根拠となる支出明細を確認するなど、十分事業内容を精査した上で交付するように徹底されたい。」との意見については、「緊急度や重要度に合わせた業務の改善を進め、役割を終えたと考えられる事業の廃止・休止などを含めた見直しを行う。補助団体に対しては、活動の実績や成果の報告を求め、その質、公平性、透明性を確保するよう努める。」

最後の、「第3期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を柱に、転入の促進や、出産・子育て支援で、定住者や出生数を増やし、教育の充実や、雇用機会の創出による若者の定住を図る政策を進めることを望む。」との意見については、「本町への転入の流れの強化や出産・子育て支援及び教育のより一層の充実により、定住者や出生数を増やし、切れ目のない子育て支援や、企業誘致に伴う雇用機会の創出による若者の定住を図り、経済社会の創生を成し遂げ、各課の連携を強化し、町民との協働による持続可能なまちづくりを目指していく。」との報告がありました。

委員より、「全体的にK P I の設定をしているようだが、P D C A のやり方は。」との質問があり、「事業の緊急度、重要度に合わせた事業選択や、役割を終えたものは廃止しており、課長会や予算査定時において協議の上、原課と十分連携を取りながら行っている。また、職員数の減少等、業務の多様化で、非常に業務も多くなっているため、業務改善も進めていきたい。」との答弁がありました。

委員より、「移住者の内訳は。」との質問があり、「県内の他市町からの移住が多い。」との答弁がありました。

委員より、「サテライトオフィスの成果は。」との質問があり、「今年度の4月に1社が施設に入った。現在、継続で12社と話を進めている。」との答弁がありました。

委員より、「空き家の実施率のK P I をどこに設定しているのか。」との質問があり、「今年度空き家計画の改定を予定しているため、再度、空き家を把握した上で、実施率のK P I を定めていきたい。」との答弁がありました。

委員より、「琴参バスの実証運行の利用者が増えた理由と今後の展望は。」との質問があり、「高校生や通勤者の利用者が多くなっているのが増加の理由だと考えている。引き続き町営バスの路線との連携等も含め、公共交通会議の中で交通政策を協議していきたい。」との答弁がありました。

また、他の委員より、「この路線は実験となっているので、実験路線の変更をぜひお願いしたい。」との要望があり、「香川県の真ん中という地の利を生かした交通政策をしていきたい。利用頻度が低いというところは反省点である。より、利用頻度が高い路線を、検討していく。」との答弁がありました。

委員より、「電算業務の委託費が高額になっているが、委託も必要だが、町職員のレベルアップも非常に大切になってくる。町職員の教育はどのように進んでいるのか。」との質問があり、「電算業務の町職員のレベルアップについては、デジタル推進室が中心となり、できることから取組を進めている。」との答弁がありました。

続いて、支所関係について、説明を求めました。

委員より、「主基斎田記念館は、日本の歴史を知る上で、大変意義深い施設になっているが、どのように広報しているのか。」との質問があり、「町内のイベントへの出展や、綾川町の公式インスタグラムでの発信と、各場面をとらえてPR活動に努めている。」との答弁がありました。

続いて、総務課から「町営バス特別会計」について説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「町営バスの利用者が少ない。」との意見がありました。

続いて、税務課関係について、説明を求めました

委員より、「固定資産税の不納欠損がかなりある。固定資産税なので財産があると思うが、これを差し押さえても採算がとれないのか。」との質問に対し、「固定資産を差し押さえて換価というのは、かなり難しい。所有者の死亡による不納欠損もかなりあり、現在、有効な手だてがないため、今後も研究したい。」との答弁がありました。

委員より、「国外転出の部分は、国の制度の問題になってくると思うが、デポジット等の何らかの対策を求めるものなのか。そういった考えは町としてあるのか。」との質問に対し、「転出後に税金がかかる事例が多々あり、制度的な問題も多くはらんでいる。デポジットも、今後検討する必要があるが、現在は雇用している事業所に、文書で通知し、納税の協力をお願いしている。」との答弁がありました。

その後、決算書及び決算説明書により「一般会計」、並びに「国保」「後期高齢者医療」「介護保険」の特別会計についての説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。

続いて、学校教育課関係について、説明を求めました。

執行部より、小中学校における予算については、施設の老朽化に伴い、施設改修のための大きな工事予算や、体育館空調設備工事など、ここ数年大きくなっている状況と、給食費を公会計化し、一般会計上に表示されるようになった状況について報告がありました。

続いて、監査委員から意見のあった2点について、報告がありました。

1点目、給食用の備品について、同一業者の落札が続いている指摘については、予算時に参考見積をとり、入札においても複数の業者での入札を行い、見積よりも低い価格

で購入しており、正規の手続で行った結果であると回答をしている。

2点目、スクールバスの利用について、柔軟な対応はできないのかといった指摘があり、これまで町営バスの停留所の検討及びダイヤ見直しにより、中学生が町営バスを利用しやすいよう総務課と連携して対応しており、実際のバスの利用の規定を変更することや、自由に乗車できるようにすると、乗車数が読めず、安全管理上も難しいと考えていると回答したが、総務委員協議会でも質問があり、今後の検討課題とさせていただきたい。との説明がありました。

以上の監査委員の指摘事項に対する回答の後、学校教育課関係の説明を受け、質疑に移りました。

委員より、「知能テストは、発達障害を調べるものなのか。」との質問に対し、「知能テストは、1年、3年、5年に就学指導における資料として実施している。その点数等で特別支援学級に入る判断資料となる。」との答弁がありました。

続いて、学校教育課から「育英事業特別会計」について説明を受けましたが、委員より特に質問はありませんでした。

次に、生涯学習課関係において、説明を求めました。

監査委員から意見のあった1点について、報告があり、「西分公民館の屋根改修工事と屋根塗装工事は、工期が重なっており、施工業者も同じであるが別契約にした理由は。」との意見については、「当初、西分公民館の屋根の軒樋・縦樋の改修工事のみで、工事を発注していたが、足場を組み、屋根の軒樋の改修工事を実施している際、2階屋根の鋼板部分とモニエル瓦の部分の塗装の劣化が激しくなっており、雨漏りの原因となっていることが判明したため、足場を組んでいる同時期に、屋根塗装をすることがコスト削減になることから、別工事として発注した。」との説明がありました。

以上の監査委員の指摘事項に対する回答の後、生涯学習課関係の説明を受け、質疑に移りました。

委員より、「文化財資料デジタル化では、どの資料をデジタル化したのか。それを私たちが見ることができるのか。」との質問に対して、「「粉所文化遺産ガイド」のデジタル化を行い、綾川町立図書館デジタルアーカイブのサイトで公開している。」との答弁がありました。

これに対して、「随時、文化遺産的にまとまったものを、デジタル化していく予定なのか。生資料のデジタル化も進めていく予定はあるのか。」との質問に対し、「紙ベースで古くなっているものから文化財として残しておくべきものを、内部で検討し、順次、準備を進めている。」との答弁がありました。

他に質問も無く、1日目の審議を終えました。

次に2日目の審議について、ご報告申し上げます。

まず、陶病院関係について、説明を求めました。

まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項の内容について、報告がありました。

「医師や職員の適正配置に努め、良質な医療サービスの提供に配慮すること、また、建物の維持管理においては、長期的な計画を立て、メンテナンスや、医療機器の適切な更新が必要である。」とのご意見があり、「医師不足とならないよう、外部と調整を図り、不足している部分は、香川大学附属病院、県立中央病院等の派遣医師等で補っている。また、職員の適正配置については、専門分野を十分に発揮できる医療技術者の配置に努め、医療サービスの向上を図っており、今後も、医療の質を落とさないための人材確保を継続していく。また、建築物等の維持及び医療機器の更新に関しては、5ヵ年計画等で検討し、適正な維持管理に努める。」との報告がありました。

また、従来からの課題である未収金の回収は、滞納者に対する連絡・訪問等により、今後も声かけを中心に、回収に努める。

また、コロナ感染症に関しては、5類移行後も、患者ニーズの強い発熱外来の医療提供を継続して行い、今後も、自治体病院として必要な医療の提供に努め、地域密着型医療に努める。」との報告がありました。

続いて、決算書等に基づき説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「投資キャッシュフローと財務キャッシュフローのどちらも減っているが、内容は。」との質問に対して、「現金の動きをわかりやすく示した表で、投資活動のキャッシュフローは、固定資産の取得に対する購入で使った金額を表している。また、財務活動のキャッシュフローは、企業債の償還のために支出したお金の動きを表している。」との答弁がありました。

これに対して、「この場合の固定資産は、医療機器なのか。」との質問に対し、「厨房機器及び医療機器で、透析用の監視装置、配膳車の温冷庫、病棟のベッドサイドモニター、透析患者に対するメディカルシーラー及び病棟での医療用の電動ベッドと、エネルギー棟の真空温水ヒーターの購入費である。」との答弁がありました。

委員より、「以前、予防医学に注力していく。といった答弁があったと思うが、どのように対策をしているか。」との質問に対して、「健康教室等を行っている。去年は病院から、13件の医師派遣、理学・作業療法士や薬剤師が地域の集会場等に行き健康教室を開いている。また、診察時に要望があれば医師が説明している。」との答弁がありました。

委員より、「訪問診療は前年に比べ2割減となっているが、理由は何なのか。」との質問に対して、「在宅療養が難しい場合の病棟への移行及び利用者の喪失（死亡）が主な要因である。」との答弁がありました。

続いて、健康福祉課から「一般会計」の説明を求めました。

まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている質疑及び指摘事項について、3点の報告がありました。

1点目、「老人クラブ加入者の人数に大きく隔たりがあるように思う。また、60歳という加入年齢も時代に合っていないのではないか。」との意見については、「老人クラブの組織は、国の指針により、年齢を概ね60歳以上とし、同一地区に居住する、概ね30

人以上の構成する団体と定められており、本町においても、同指針に沿って、老人クラブを組織している。また、地区ごとの構成区や自治会の活動状況により、加入者の数に差異が生じている点は、その実情を踏まえ検討する。

2点目、「介護保険特別会計の、介護保険努力支援交付金の仕組みについて。」との質問については、「介護保険努力支援交付金は、介護予防や健康づくりに資する取組を重点的に評価し、必要な対策が講じられている項目について交付金が支給される仕組みである。」

3点目、「介護保険特別会計の事業において、介護予防サービスの審査件数は。」との質問については、「4万4,461件で、1人あたり複数件を審査している。」

続いて、決算書等に基づき説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「歳入にある新型コロナ接種ワクチン確保事業の実績は。」との質問に対して、「ワクチンの接種者は、新型コロナワクチンの2,501名である。」との答弁がありました。

委員より、「福祉年金受給者が1,272人となっているが、身体・精神の内訳は。」との質問に対して、「障害者手帳の所有者数は、身体994名。精神147名。療育が213名である。」との答弁がありました。

委員より、「手話通訳は、4回派遣となっているが、どの事業に派遣されたのか。また、派遣金額がここ数年変わってないが。」との質問に対して、「団体から委託された事業に町が派遣依頼をしており、同じ団体に毎年派遣をお願いしている。」との答弁がありました。

委員より、「ひきこもり支援推進事業は、一般社団法人 hito.toco（ヒトトコ）に委託して、延支援件数55件、社会参加のための資源開発24件の参加があったようだが内容は。また、少し委託費が高くないのか。」との質問に対して、「ひきこもり対策事業として、居場所づくりや相談支援を依頼して、地域で取り組める事業に共に取り組んでいただいております。これらの活動を通じ、利用者を就労につなげる支援事業にもつなげている。また、委託料は、ヒトトコに委託している高松市と合わせて決定している。また、令和7年度からは、いきいきセンターで、ヒトトコ主催のひきこもり等のセミナー等も開催していく。」との答弁がありました。

これに対し、「例えば、ヒトトコに、町の施設で、そういった相談を受けられるようなことをできないのか。」との質問に対して、「令和6年度については、具体的な取組を実施していないが、令和7年度は、いきいきセンターを利用して、出張相談を実施し、町民の相談に応じるような体制づくりに努めている。現時点では実施には至っていないが、令和8年度に向けて体制づくりに努める。」との答弁がありました。

委員より、「生活困窮者のための地域づくり事業の中で延べ86件となっているが、詳細はどのようなものか。」との質問に対して、「令和6年度の実績では、ニーズ把握が11件。生活課題の把握が12件。活動支援が17件。情報発信が1件、居場所づくりが30件。プラットフォームが15件で合計86件である。」との答弁があった。

これに対し、「居場所づくりとは、どのようなものか。」との質問に対して、「課題を複雑化させないために、地域コミュニティを場所として形成する居場所づくりで、具体的内容としては、綾川町社会福祉協議会が、みんなの居場所づくりとして毎週火曜日に、梅の里社会福祉センターで、「のどカフェ」といった居場所づくりを開催している。ここでは誰もが話ができる場の提供、本を読んだり、趣味を楽しみながら、のんびりした時間を過ごせる場所の提供イベント、フードバンクの実施、簡単な体操、お昼ご飯やスイーツの提供なども行っている。」との答弁がありました。

続いて「国民健康保険特別会計」について説明がありましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、「介護保険特別会計」について、説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「「よっしゃ町医者セミナー」の傍聴をした際、ワクチンに関してのメリットばかり推奨していた。デメリットも含める必要があると感じた。医師にもいろんな考えや論理があるので、役場がどこまで口を出せるか分からないが、セミナーをやる時には、内容に偏りがないように、受講者が誤った判断をしないように、行政当局として事前に資料に目を通し、何か意見を申し上げるといことがあってしかるべきだと思うが。」との質問に対して、「このセミナーは、10月から年間8回、各地区公民館で開催しているもので、在宅医療と介護に関して綾歌地区医師会の医師の方から地域住民の方への普及を目的に、毎年テーマを決めて講演会を実施している。テーマは事前に町も参加して決定している。」との答弁がありました。

続いて、「介護老人保健施設事業会計」について説明がありましたが、委員より、決算に関する質問はありませんでした。

次に、保険年金課関係において、説明を求めました。

執行部より、決算説明の前に、監査委員より意見のあった2点について、報告がありました。

「後期高齢者の人数の見通しは。」とのご意見に対しては、「団塊の世代における移行のピークは過ぎたが、今後5・6年程度は後期高齢者の被保険者数は増加していく見込である。

「特別会計における後期高齢者医療広域連合納付金の不用額が大きい。」とのご意見に対しては、「納付金の不用額は保険料市町負担金であり、歳入で入ってくる保険料をそのまま後期高齢者医療広域連合に渡すもので、当初の金額は、県が提示した金額であり、年度末まで実績は確定しないため、支出の際、不足があるといけないのでそのまま残していた。今後は、正確な数字は難しいが、補正時に調整を行う。」との答弁がありました。

続いて、「一般会計」、「国民健康保険特別会計」について説明がありましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、「診療所特別会計」について、説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「諸収入で新型コロナ関連の収入減との説明があったが、具体的な内容は。」

との質問に対して、「令和5年度までは、コロナワクチン接種の委託を受けており、接種の協力金収入があったが、令和6年度からは、接種が無くなったため、その分が大幅に減少した。」との答弁がありました。

続いて、「後期高齢者医療特別会計」について、説明を受けましたが、委員より特に質問はありませんでした。

他に質問もなく、2日目の審議を終えました。

次に、審査最終日の審議内容についてご報告申し上げます。

まず、子育て支援課関係において、説明を求めました。

まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項の内容について、2点の報告がありました。

「こども園管理運営費と子育て支援対策事業費の不用額の主な理由は。」というご意見については、「こども園管理運営費では、会計年度任用職員の報酬と一般職員の給料で、昨年度よりはかなり減少したものの、なお精査を行う。また、子育て支援対策事業費では、出産祝い金とチャイルドシート補助の実績により、執行残が出ている。より実績を精査し不用額の減に努める。」との答弁がありました。

以上の監査委員の意見書に対する回答の後、子育て支援課関係の説明を受け、質疑に移りました。

委員より、「各種事業で需要費及び委託料に不用額が出ていたが、需用費では、水道光熱費を多く見積もっていたため不用額が出ているのか。（暑ければ通常より費用がかかるのではないのか。）また、委託料は実績によるもので、多くこれも見積もっていたものか。」との質問に対して、「需用費では、節水や節電に努めているが、子どもたちが体調悪くならないように気を付けた上で、適切に使用している。また、委託料では、草刈を委託する場合、見積もりを取った上で事業を実施するため、あまり額に変動はない。子育て支援課の事業において、旧滝宮保育所遊戯室前の遊具を点検の結果、修繕して再利用せず、令和7年度で新設することになったため不用額が出たが、それ以外では適切に予算執行ができています。」との答弁がありました。

委員より、「短期入所生活支援事業の利用者は、何人いたのか。」との質問に対して、「今利用されている方は、2家庭で延べ39名である。」との答弁がありました。

委員より、「夏休みのアルバイトを募集していたが、何人来たのか。また、それによってどんな効果があったのか。」との質問に対して、「4名の方に延べ139日来ていただいた。その中で4名とも、綾川町の正規職員を受験していただくなど、とてもよい効果があった。」との答弁がありました。

委員より、「未就園児の全戸訪問事業が、60件となっているが、内訳は。」との質問に対して、「6月1日現在で0歳から年長さん年代までのリストから、こども園に入園している子どもと、乳幼児健診を受けているこどもや支援センターに遊びに来ていて現認できている子どもを差し引いて、どこの機関でも状況確認ができていない児童に対して家庭訪問を実施するものであり、全ての乳幼児の所在を確認している。」との答

弁がありました。

続いて、住民生活課関係について説明を求めました。

まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項の内容について、報告がありました。

「どの事業においても、不用額の指摘があったので、各事業ごとに進捗状況等を精査して、早めの対応を補正等で行っていききたい。」との説明がありました。

「一般会計」に関する説明の後、質疑に入りました。

委員より、「ゼロカーボンシティの太陽光発電計画では、町内の公共施設に設置するといった内容だが、どのような計画になったのか。」との質問に対して、「公共施設の設置は、計画上は調査を行った上で、設置可能な範囲で実施する計画となっているが、今のところ具体的な施設名まではうたっていない。これから各課と協議していく。」との答弁がありました。

委員より、「この地域脱炭素計画づくり支援事業の内容は。」との質問に対して、「太陽光発電設備の調査業務は公共施設の中で耐震性や避難所等の条件を精査した上で、概算費を出すために調査するもので、5施設で概算費を出し、採算が取れそうなのが陶病院であった。」との答弁がありました。

委員より、「塵埃集荷費から、塵埃中間処理業務、塵埃埋立費の不用額の内訳は。」との質問に対して、「塵埃集荷費は、ごみ袋の購入量を削減したことによる不用額であり、中間処理では、高松との負担金の不用額である。また、埋立費は、修繕費が抑えられたところが要因である。」との答弁がありました。

委員より、「環境改善費で、大腸菌数が川によって一昨年前より増えている箇所があるが、この原因は何か。」との質問に対して、「県に問い合わせしたところ、浄化槽や生活排水が原因と考えているが、まだ、特定には至っていない。」との答弁がありました。

続いて、「火葬事業特別会計」について説明を受けた後、質疑に入りましたが、委員より、特に質問はありませんでした。

続いて、「墓園事業特別会計」について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「町営墓地は6カ所あるが、場所によってはかなりの空き区画がある。管理も必要になってくるが町の考えは。」との質問があり、「近年、墓じまいで返ってくる件数も多くなっている。これから増えていくことが考えられるので、研究していきたい。」との答弁がありました。

続いて、建設課関係について、説明を求めましたが、「一般会計」について、委員より、特に質問はありませんでした。

続いて、「下水道事業特別会計」に関する説明の後、質疑に入りました。

委員より、「老朽化対策をする目安は何年か。」との質問に対して、「管渠の耐用年数は50年であるが機械設備等は、7年から15年と考えられ、一律ではない。管渠に関しては、供用開始から概ね25年から26年であり対応を急ぐものではないが、それよりも耐震化については急務のため、そちらも含め適正に対応していきたい。」との答弁

がありました。これに対して委員より、「耐震化には国からの財源はあるのか。」との質問に対して、「下水道事業に関しては、社会資本整備総合交付金の活用となる。交付金には色々なメニューがあるが、耐震化については防災・安全交付金が充てられると考えられる。ただ、補助要件について、現在、流動的になっていることから、国の動向等を注視しつつ、できる限り財源として充てていけるように努めていく。」との回答がありました。

委員より、「経費回収率を上げるために大口からの収入を得られるよう効果的な方法や考えがあるのか。」との質問に対して、「収入については、イオンモール綾川や、テーブルマークなど大口の業者の料金収入に下支えられた事業経営になっていることは確かだが、テーブルマークの工場の閉鎖に伴い非常に大きな収入の減が予想されている。一方で、千疋地区のデータセンター及び新たな企業誘致のために下水道の整備もしている。できるだけ大きな企業で事業計画区域内に入っているところについては、下水道につないでいただきたいと考えている。また、収入の確保だけでなく支出を抑えなければ経費回収率の上昇も見込めないため、コスト削減などにも努めながら、経費回収率の改善を図っていきたい。」との答弁がありました。

続いて、経済課関係について説明を求めました。

まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項の内容について、4点の報告がありました。

1点目、監査委員ご指摘のとおり、今後とも各費目、需用費の不用額が出ないように精査する。

2点目、有害鳥獣、特にサルへの対応を行うようにとの、意見については、県が行っているサルの生態系調査に関する調査結果をもとに、町内の猟友会とも綿密な連携を図りながら被害防止対策を進める。

3点目、令和6年度のサマーフェスティバル中止に伴う観光協会への補助金の使途についての意見については、サマーフェスティバルの中止に伴う支払いも含めた観光事業の支出に充てており、残額は繰越金として、令和7年度の観光協会の事業の予算に含めて使用する予定である。

4点目、今後のデジタル商品券の方向性についての意見については、令和7年度は経済課において、WAONチャージキャンペーンを実施している。今年度の結果も精査しながら行政のDX化に向けて、今後ともデジタル関連の事業推進継続を行っていく。との説明がありました。

以上の監査委員の意見書に対する回答の後、「一般会計」に関する説明の後、質疑に入りました。

委員より、「多面的制度について、管理している方が、算定して申請したところ予測の金額より少ない金額であったと聞いた。国に強く申し出を。また、町の方の考えは。」との質問があり、「地元から、申請の内容が難しい、補助金を申請しても満額つかない、などよく聞く。経済課からも様々な場面を通じて国に要請する。」との答弁がありました。

た。

委員より、「岡崎市との経済交流や農林業祭が続いているが、現状と見通しは。」との質問があり、「今年度も、岡崎市との交流を行い、11月農林業祭では経済課で、うどんの提供を行い、交流を図っている。毎年度、うどんの提供についてはご好評いただいている。また、岡崎市からは、来月JA主催のフェスタに出店をいただき、相互交流を図っている。」との答弁がありました。

これに対して委員より、「岡崎市は交流都市となっているので、是非経済的な提携を進めるように。」との要望があり、「岡崎市での販売については、市の担当と相談し、町から発信できるものはないか検討する。」との答弁がありました。

委員より、「鰻や鮎を毎年放流している事業について、評価はやりにくいと思うが、どのように考えているのか。」との質問があり、「この事業は、町から淡水漁業組合に補助を行っているもので、評価は難しい。町の水産資源の増加を見越しているものである。」との答弁がありました。

これに対して委員より、「生態系の維持のため外来種の実態を把握する必要があるのではないか。」との質問があり、「機会をとらえて、県の水産課とも相談していく。」との答弁がありました。

以上で、3日間の決算審査特別委員会での審査を終え、総括質疑に移りました。

委員より、「今回、ペーパーレスでこの決算審査が行われ、大型モニターに、決算説明書や資料が表示されるのは良かったが、見にくいところもあった。各課表示方法を統一しておく必要がある。特に、建設課の説明では、前年度比をパーセンテージで示していたので、前年との比率が、非常に分かりやすい。表やブロックパズルなどの視覚的な形に改善すると、今まで以上に短時間で視覚的にも確認できると思うので、来年度以降の改善を。」との要望がありました。

他に質疑は無く、ここで「総括質疑」を終了しました。

続いて、討論に移りました。

まず、反対者から、「本町においてのコロナウイルスワクチン接種体制確保事業は私としては看過できない事業であったと思い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について反対する。」との反対討論がありました。

次に、賛成者より、「ワクチンを打つ、打たないは個人の自由であり、接種を邪魔するのは大きな問題だと考え、ワクチン接種補助は、今後も必要なものだと考える。令和6年度決算については妥当であると判断する。」

また、委員より、「現在も、国も引き続きワクチンの認定を取り消していない状況で、町単独で防ぐのは非常に難しいことは理解できる。その準備をした上での今回の決算なので、それ自体は賛成するが、こういった危険性がある事実の住民への広報を望む。」との賛成討論がありました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。

起立採決の結果、賛成多数により、本決算を認定することに決し、当特別委員会を閉

会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会委員長報告を終ります。

○議長（河野） これをもって決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（河野） これより採決をいたします。「令和6年度 綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」、原案のとおり、認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

○議長（河野） これより、委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第17号までをそれぞれ所管する常任委員会に、付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第17号までをそれぞれ所管する常任委員会に、付託することに決定いたしました。

○議長（河野） これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、12月18日、午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時48分

第2日目（12月18日）

出席議員15名

1番 川崎泰史  
2番 三好和幸  
3番 浜口清海  
4番 大西哲也  
5番 森繁樹  
6番 小田郁生  
7番 三好東曜  
8番 十河茂広  
9番 植田誠司  
10番 西村宣之  
11番 大野直樹  
12番 岡田芳正  
13番 井上博道  
15番 福家利智子  
16番 河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

会議録署名議員

13番 井上博道  
15番 福家利智子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻村育代  
総務課課長補佐 田辺由花  
議会事務局書記 上原知里

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前田武俊
副町	長	谷岡学
教育	長	香川雅之
総務課	長	福家孝司
税務課	長	亀山和成
学校教育課	長	岡下進一
生涯学習課	長	中津秀之
会計管理者兼会計室長		水谷香保里
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長		田岡大史
経済課長補佐		葛西謙一
住民生活課	長	中添孝文
保険年金課	長	岩鍋裕二
陶病院事務	長	辻井武
健康福祉課	長	辻村隆司
子育て支援課	長	杉山真紀子

傍聴人 3人

## 追 加 議 事 日 程

第 2 3 議案第 1 8 号 令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和7年第5回 綾川町議会定例会

12月18日 午前10時開会

○議長（河野）おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。

○議長（河野）ここで、福家経済課長より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。

○議長（河野）ただいまより議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）おはようございます。

ただいまより、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、午前9時より常任委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長、議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、福家総務課長の出席を求め、最終日における諸般の説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

本定例会開会以降、執行部より1件の追加議案が提出されました。提出された議案は「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」です。協議の結果、今定例会で審議されることが妥当と決定し、日程に追加することとしました。

この後、町長より追加された議案の提案理由の説明をいただいた後、本案を所管する総務、厚生、建設経済の各常任委員会に付託し、暫時休憩といたします。休憩の間に各常任委員会を開催いただき、再開後、各常任委員会の委員長報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますとともに、十分な審議をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本日、町長より追加日程第23、議案第18号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（河野）追加日程第23、議案第18号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） おはようございます。ただいま、上程されました議案 1 件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第 18 号「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 5 号）について」は、12 月 16 日に成立した国の補正予算により、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、いわゆる「重点支援地方交付金」及び「物価高対応子育て応援手当」が追加計上されたことに伴う補正予算であります。

本町におきましては、この経済対策の早期執行を目指し、スピードを持って住民及び事業者に届けるために追加議案として上程するものであります。

まず、民生費について、医療機関、福祉施設に対する応援金として 810 万円を計上し、地域にとって重要な役割を果たしている医療機関等の施設の負担軽減及びサービスの質の確保を図ってまいります。この財源としては、「重点支援交付金」を活用いたします。

また、物価高の影響を受けている子育て世帯を支援するため、物価高対応子育て応援手当給付金及び関連事務費として、7,101 万 2,000 円を計上しております。

この財源としては「物価高対応子育て応援手当給付事業費補助金」を活用いたします。

次に、商工費において、食料品を中心とした物価高騰に対し迅速に支援を行うため、1 人あたり 1 万円の商品券を全町民にプッシュ型で配布する事業として、2 億 3,868 万 9,000 円を計上しております。令和 8 年度における地域消費も併せて促進する観点から、商品券の有効期限は令和 8 年 12 月 31 日までとし、物価高騰下にあっても活発な消費を促すことで町内の事業者についても併せて支援してまいります。この財源としては、「重点支援地方交付金」を活用いたします。

最後に、教育費において、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小・中学校の児童生徒に係る 1 月から 3 月までの給食費無償化事業として、小学校費に 1,598 万 2,000 円、中学校費に 966 万 8,000 円を計上しております。この財源としては、「重点支援地方交付金」を一部活用いたします。以上が、追加上程いたしました一般会計補正予算案における事業の概要であり、民生費外 2 款で、合わせて 3 億 4,345 万 1,000 円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 129 億 9,550 万 3,000 円とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるとであります。

以上、議案 1 件についての提案を申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りま

すよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。

議案第 18 号を所管する各常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号を各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時08分

再開 午前 11時11分

○議長（河野） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

○議長（河野） これより、委員長報告を求めます。

○議長（河野） 総務常任委員長、植田誠司君。

○総務常任委員長（植田） はい、議長。

○議長（河野） 植田君。

○総務常任委員長（植田） ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、12月15日、午前9時27分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また7名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は7件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「綾川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」説明を求めました。

執行部より、「督促手数料の徴収に対し、新たなコスト及び納税者の負担が生じていることから、督促手数料を廃止するもので、関係条例の一部を改正する必要があるため、本条例を制定するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認しました。

次に、議案第3号「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、選挙公営限度額が引き上げられたことから、本条例の一部を改正するものである。選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの1枚当たりの上限を、それぞれ引き上げるものであり、公布の日から施行する。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認しました。

次に、議案第4号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「綾川町特別職報酬等審議会の答申を受け、令和7年8月7日付けの人事院勧告の内容に準じ、議会議員の期末手当について、年間0.025月分の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より、「一般職の手当の引き上げに応じて自動的に引き上がるような条例案には反対する。」との意見を受け、討論を許しました。

反対委員より、「人事院勧告は、労働基本権が制約されている公務員労働者の代償措置として行われるものであり、議員と特別職がこれに準拠する必要はない。特別職の報酬を決める基準は特別職報酬等審議会の考え方と政治判断であり、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて決められるものであるため承認できない。」との意見がありました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。挙手採決の結果、可否同数となり、委員長採決により「議案第4号」については、執行部の原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議案第5号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「綾川町特別職報酬等審議会の答申を受け、令和7年8月7日付けの人事院勧告の内容に準じ、特別職の期末手当について、年間0.025月分の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より、「4号議案と同じ理由で反対する。」との意見を受け、討論を許しました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。挙手採決の結果、可否同数となり、委員長採決により「議案第5号」については、執行部の原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議案第6号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「令和7年8月7日付けの人事院勧告に基づいた条例改正である。民間の支給状況を反映して月例給の引き上げと、期末勤勉手当の支給月数については、再任用職員以外の期末勤勉手当について年間支給月数を4.60月分から4.65月分に引き上

げとなる。そのほか通勤手当として、55km以上の区分の新設と、1か月あたり5,000円を上限とする駐車場の利用に対する手当を新設した。宿日直手当の支給額についても4,700円に引き上げ改定を行うものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認しました。

次に、議案第8号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」説明を求めました。

初めに、補正予算全体の説明として、執行部より、「歳入歳出それぞれ1億6,557万4,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ126億5,205万2,000円とする。」との説明がありました。

続いて執行部より、歳出の説明があり、「議会費、総務管理費、徴税费、教育総務費、社会教育費、保健体育費において、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正である。」との説明がありました。

その他、総務課関係では、「庁舎管理費の使用料及び賃借料において、町施設におけるNHK受信料の過年度分を含む増額。地方振興費において、新規事業としてかがわマラソンにおけるテレビ中継中のPR業務委託料と老朽危険空き家除去支援事業補助金について、国費の増額見込みによる1件分の増額である。」との説明がありました。

また、綾上支所関係では、「需用費の修繕料において、綾上農改センター多目的ホール電動カーテン等の修繕に伴う増額、役務費の通信運搬費において、支所公衆無線LAN回線の増強に伴う増額、使用料及び賃借料において、綾上農改センター多目的ホール照明のLED化に伴う借上料の増額である。」との説明がありました。

また、生涯学習課関係では、「教育委員会費において、全国大会等参加補助の対象者が当初の想定より多くなったことによる補助金の増額、社会教育管理費において、自治公民館・集会所整備事業の補助件数増加に伴う業務委託料と補助金の増額、公民館管理運営費において、電気料金高騰による電気料の増額及び滝宮公民館の緊急漏水修繕に伴う修繕料の増額、図書館管理運営費において、電気料金高騰による電気料の増額である。」との説明がありました。

また、学校教育課関係では、「小、中学校費ともに学校管理費の需用費について、物価高による燃料費高騰、体育館空調整備によるガス代の不足見込み及び施設の緊急修繕への対応による計上、小学校費の教育振興費について、通信ネットワーク環境改善事業にて、整備機器の一部変更のための委託料の計上、小中学校建設費の委託料及び工事請負費について、令和8年度の特別支援学級数増による教室不足を解消するため、間仕切り工事により1教室を2教室に改修する工事を計上するための増額である。」との説明がありました。

続いて、歳入の主なものとして、総務課関係では、「こども子育て費における需要増に伴う地方交付税の増額、県支出金の総務費県補助金について、老朽危険空き家除却支援事業補助金の増額、総務費委託金について統計調査費委託金の増額、繰入金につい

て財政調整基金繰入金の減額、雑入について香川県広域水道企業団派遣職員の人件費減額による減額である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認しました。

次に、議案第 16 号「綾川町過疎地域持続的発展計画について」説明を求めました。

執行部より、「現在の綾川町過疎地域持続的発展計画は令和 7 年度末で計画期間が終了するため、引き続き、過疎対策事業債等の財政上の特別措置等を講じながら、総合的かつ計画的な施策を実施する必要があることから、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とした次期綾川町過疎地域持続的発展計画を策定するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認しました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より「綾川町空き家等対策計画の更新について」説明がありました。

委員より、「空き家と思われる家も夜に灯りがついていることがあるが、夜にも空き家の目視確認を行っているのか。」との質問があり、執行部より、「夜には行っていないが、今後は電気事業者や郵便事業者へ協力依頼もしながら、空き家把握に努めたい。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「かがわマラソンタイアップPR業務について」説明がありました。

委員より、「予算額は。」との質問があり、執行部より、「330 万円である。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「ふるさと納税について」説明がありました。

委員からの質問は特にありませんでした。

次に、執行部より、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の方向性について」説明があり、委員からの質問は特にありませんでした。

次に、執行部より、「インフルエンザによる学校閉鎖について」報告がありました。

すべての審議を午前 10 時 40 分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

続いて、本日、追加議案として上程され当委員会に付託されました議案 1 件につきまして、審議内容と経過を要約してご報告申し上げます。

本日、12 月 18 日午前 10 時 10 分より、常任委員会室において、総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員 5 名（欠席 1 名）と議長、執行部より町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また 7 名の傍聴議員の出席がありました。

議案第 18 号「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 5 号）について」説明を求めました。

初めに、補正予算全体の説明として、執行部より、「歳入歳出それぞれ3億4,345万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ129億9,955万3,000円とする。」との説明がありました。

続いて執行部より、歳出の説明があり、教育委員会関係では、「学校教育課関係では、小、中学校費ともに学校給食費の負担金補助及び交付金について、小中学校児童生徒の学校給食費を実質無償化するための学校給食費補助金の増額である。また、予算執行のため「綾川町小中学校等における学校給食費補助金交付要綱」の制定と「綾川町立学校の学校給食費及び学校諸費の徴収管理に関する規則の一部を改正する規則」である。」との説明がありました。

続いて、歳入の主なものとして、総務課関係では、「総務費国庫補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額、繰入金について財政調整基金繰入金の増額である。」との説明がありました。

委員より質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

すべての審議を午前10時26分に終え、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長、小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） 議長。6番、小田。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、12月15日、午後1時30分より常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また、5名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は、8件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第2号「綾川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」説明を求めました。

執行部より、「本事業は、市町村が事業所の認可権者として、児童福祉法の規定により、国の設備及び運営についての認可基準をもとに条例を定める必要があるため、本条例を制定するもので、内容については11月の厚生委員協議会で説明させていただきました内容と同じであり、変更はない。」との説明がありました。

委員より、「医療的ケア児や障害児の受け入れは可能であるか、また利用料金について減免の措置はあるのか。」との質問があり、執行部より、「医療的ケア児については少し難しいかもしれない。障害児については、手帳などを確認しつつ、支援できる範囲であれば受け入れたい。また利用料金の減免措置は、行う予定である。」との答弁があ

りました。

委員より、「同じ利用者が一時保育と誰でも通園事業を併用するのは可能か。」との質問があり、執行部より、「併用は可能である。」との答弁がありました。

次に、議案第8号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」説明を求めました。

初めに執行部より、歳出の説明があり、各課事業に係る、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費及び繰出金の補正のほか、住民生活課関係では、「総務費において、マイナンバーカード交付管理システムの導入および戸籍の振り仮名業務システムの改修に伴う増額補正。衛生費において、し尿中間貯留場脱臭処理装置の修繕に伴う増額補正である。」との説明がありました。

保険年金課関係では、「後期高齢者医療事業費は、過年度分医療給付費の額の確定による増額補正。また、子育て支援医療費支給事業費は、受診件数増加に伴う医療費の増加による扶助費の増額補正である。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「障害者自立支援施行事業費の執行見込みによる増額補正である。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、「子育て支援対策事業費において、令和6年度の子ども子育て支援交付金額の確定に伴い、返還金が発生したことによる増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明がありました。

住民生活課関係では、「マイナンバーカード交付管理システムおよび戸籍の振り仮名業務のシステム改修に伴う総務費国庫補助金の増額補正である。」との説明がありました。

保険年金課関係では、「乳幼児医療費支給事業に関する県補助金の増額補正である。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「障害者自立支援施行事業費の増額に伴う、国庫支出金及び県支出金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「し尿中間貯留場脱臭処理装置の点検の有無について」質問があり、執行部より「点検については、年1回行っており、点検結果により適宜修繕を行っている。今回の脱臭処理装置のポンプ修繕は施設建設当時の昭和62年から使用しており、経年劣化による交換である。」との答弁がありました。

また、委員より、「障害者自立支援施行事業費の増額補正に関連して、放課後児童クラブを利用している子どものなかで、放課後等デイサービス利用者はいらぬのか。」との質問があり、執行部より「過去に、放課後児童クラブで支援が必要な児童が放課後等デイサービスへの利用へ切り替えたことがある。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第9号「令和7年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ1,449万6,000円を増額補正するもので、歳出

では人件費、歳入では事務費等繰入金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 10 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ 231 万 1,000 円を減額補正するもので、歳出では、人件費の減額補正。また、燃料費、修繕料、消費税及び地方消費税での増額補正。歳入では、財政調整基金繰入金の減額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 11 号「令和 7 年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ 64 万 7,000 円を増額補正するもので、歳出では人件費、歳入では事務費繰入金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 12 号「令和 7 年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ 2 億 1,928 万 6,000 円を増額補正するもので、歳出は総務費における人件費の増額補正、地域支援事業費における事業の執行見込みによる増額補正、基金積立金、諸支出金における令和 6 年度事業費確定に伴う増額補正などである。歳入は歳出増額に伴う繰入金の増額補正、令和 6 年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「サービス事業費が増加しているが、介護予防のための具体的な対策について、何か考えているのか。」との質問があり、執行部より「介護予防の重要性は認識しており、100 歳体操の拡充や、食育事業など健康管理の推進に努めたい。」との答弁がありました。

他に質問もなく執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 13 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算（第 1 号）について」説明を求めました。

執行部より、「収益的支出として 2,259 万 4,000 円を増額補正するもので、人事異動、人事院勧告に伴う医業費用及び附帯事業費用における人件費の増額である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 17 号「指定管理者の指定について（綾川町小規模多機能型居宅介護施設）」の説明を求めました。

執行部より、「綾川町小規模多機能型居宅介護施設の指定管理については、綾川町指定管理者選定審議会へ諮問を行い、答申があったので、答申結果に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間、綾川町社会福祉協議会 会長 谷岡学を

指定管理者に指定する。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに委員より、「ユニ・チャームが株式会社富士クリーンと連携し、使用済みの紙おむつのリサイクル技術開発および回収に関連する報道発表があったが、具体的に進んでいることはあるのか」との質問があり、

執行部より、「現時点では、リサイクルに伴う水の使用量を軽減する技術と聞いているが、おむつの回収など具体的な話は聞いていない。」との答弁がありました。

また、委員より、「リチウムイオン電池の回収について、メーカーや、膨らんだ電池の回収はどう考えているか。また処理業者について」質問があり、執行部より、「メーカーは問わず、膨らんだ電池でも回収することで考えている。また、処理業者については、変更になる予定である。」との答弁がありました。

次に委員より、「病児保育の受け入れを充実してほしい。」との要望があり、執行部より、「病児保育のニーズがだんだん高まっていることは承知している。病児保育については2部屋あり、コロナの時は、1家庭1室の受け入れであったが、今年度に入りインフルエンザなど同じ症状なら、2部屋で最大4人まで受け入れるように変更し、子育て世帯の支援に努めている。」との答弁がありました。

すべての審議を午後2時40分に終え、厚生常任委員会を閉会いたしました。

続いて、本日、追加議案として上程され当委員会に付託されました議案1件につきまして、審議内容と経過を要約してご報告申し上げます。

本日、12月18日午前10時29分より、常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。

執行部より、議案第18号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」説明を求めました。

初めに執行部より、歳出の説明があり、健康福祉課関係では、「民生費の福祉充実対策費において、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内の医療、介護、障害者施設等に対し、綾川町版医療・福祉施設応援金を支給するための増額補正である。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、「物価高対応子育て応援手当」を児童1人につき2万円支給するため、増額補正するものである。支給対象児童は、令和7年9月分の児童手当に係る児童、それ以外に令和7年9月30日時点で綾川町に住所を有する公務員が養育する児童手当受給対象児童、令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに出生した児童である。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明があり、健康福祉課では、「国庫支出金の総務費補助金において歳出と同額の増額補正を行う。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、「国庫支出金の児童福祉費補助金において、歳出と同額の増額補正を行う。」との説明がありました。

委員より、「妊娠中の方への周知方法についてはどのようにするのか、」との質問があり、執行部より「他課と情報共有をし、周知を徹底していく。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

すべての審議を午前 10 時 39 分に終え、厚生常任委員会を閉会いたしました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長、十河茂広君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。8 番、十河です。

○議長（河野）十河君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。

○建設経済常任委員長（十河）では、ただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、12 月 16 日午前 9 時 28 分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、議長含む委員 5 名、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また 6 名の傍聴議員の出席がございました。

本定例会で当委員会に付託された案件は 4 件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第 7 号「工事施行に関する協定書の締結について（高松琴平電気鉄道琴平線踏切道廃止・新設工事）」の説明を求めました。

執行部より、「去る 11 月 27 日に高松琴平電気鉄道株式会社 代表取締役社長 植田俊也氏と随意契約により 7,329 万 3,000 円で仮協定を締結したので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明がありました。

委員より、「畑田駅周辺整備事業のスケジュール及び町道中植西線道路改良事業の県道三木綾川線までの延伸予定について」質問があり、執行部より、「本年度には線路北側の道路改良が概ね完成し、次年度以降に線路南側の道路整備、パークアンドライド駐車場、公園などの整備を順次実施し、令和 10 年度の完成を予定しており、令和 11 年度からはソフト事業の実施を計画している。また、県道までの延伸の計画はないが、中植西公民館南側の三叉路までは、地元の協力が得られるのであれば計画していきたい。」との答弁がございました。

また、委員より、「インフラ整備とソフト事業の内容について」質問があり、執行部より、「インフラ整備として道路改良、拠点整備としてパークアンドライド駐車場と防災機能を持たせた公園整備、ソフト事業としては、買物弱者支援として移動スーパーの

駐車場への乗入れ、公共交通の機能強化として畑田駅への町営バスの乗入れに加え、公園での防災イベントなどの開催を計画している。」との答弁がありました。

また、委員より、「今回の事業が、地域の活性化を促すための事業であると考え、専門家を招へいして「まちづくりプラン」などを作成し、将来像を示してはどうか。」との質問があり、執行部より、「まちづくりに必要なものは、地元住民の熱意であると考えている。今回の事業が、まちづくりに対する機運の醸成につながるよう努めたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「パブリックコメントの積極的な活用を行い、SNS でも広報するなど、まちづくりに町民の意見が反映できるような機会の創出をお願いしたい。」との要望がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 8 号「令和 7 年度綾川町一般会計補正予算（第 4 号）について」説明を求めました。

執行部より、歳出の説明があり「経済課関係の主な補正は、商工費においてかがわマラソンに関連した町の P R に要する費用の新規計上、農林水産施設災害復旧費として台風 15 号による千疋地区及び滝宮地区において発生した農地災害復旧事業に係る増額補正である。建設課関係の主な補正は、民間住宅耐震対策支援費の本年度実績見込みによる増額補正である。」との説明がありました。

なお、経済課、建設課共に、人事異動及び人事院勧告などによる人件費の補正を行っている。」との説明がありました。

また、歳入としては、「経済課関係では農地災害復旧事業に係る分担金及び県補助金の増額減額である。建設課関係では民間住宅耐震対策支援事業に係る国及び県補助金の補正である。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 14 号「令和 7 年度綾川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」説明を求めました。

執行部より、「主に人事院勧告に伴う人件費の補正であり、営業外収益の他会計補助金と営業費用の総係費において、同額を増額している。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 15 号「町道路線の認定について」説明を求めました。

執行部より、「11 月 26 日開催の委員協議会において、現地踏査を行った開発道路 6 路線について、本町の町道路線の認定基準第 3 条第 1 項第 9 号の規定を満たすことから町道として路線認定を行うものであり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」報告がありました。

委員より、「各店舗における前年比について」質問があり、執行部より、「各店舗における前年比については改めてお知らせする。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「土地改良事業進捗状況について」報告がありました。

委員より、「WAON決済端末導入補助金及びWAONチャージキャンペーンについて」質問があり、執行部より「現在、端末導入補助金の申請件数は2件である。相談については、1日2から3件程度。主にポイントの付与に関する内容が多い。」との答弁がありました。

委員より、「有機農業の支援について」質問があり、執行部より「環境保全型農業直接支払交付金等の補助事業を活用して周知や支援をしてみたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「老朽化した農業用施設の改修について」質問があり、執行部より、「町内の老朽化した施設を把握することは難しい。改修については地元負担が伴うことから、県土地改良事務所等とも相談し、どのような補助事業で改修を行うか、地元と十分な協議をしてみたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「有機給食の実施について」質問があり、執行部より、「総務常任委員会での協議内容となるが、有機野菜の安定供給は難しいと思われる。」との答弁がありました。

委員より、「うどん発祥の町として世界認知をされるための対策について」質問があり、執行部より「今後、施策を検討してみたい。」との答弁がありました。

すべての審議を午前10時53分に終え、建設経済常任委員会を閉会いたしました。

続いて、本日、追加議案として上程され当委員会に付託されました議案1件につきまして、審議の経過と結果を要約してご報告申し上げます。

本日、12月18日午前10時41分より、常任委員会室において、建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、議長含む委員5名、執行部より、町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。

議案第18号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」説明を求めました。

執行部より、歳出の説明があり、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全世帯を対象に、1人あたり1万円の「綾川町物価高騰対応生活応援券」を発送する経費に要する増額補正である。」との説明がありました。

また、歳入としては、「総務費補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時

交付金の一部を「綾川町物価高騰対応生活応援券」に充当する。」との説明がありました。

委員より、「今回の応援券は子育て応援手当の対象児童と重複するのか」との質問があり、執行部より、「重複する。」との答弁がありました。

委員より、「商品券を利用できる対象事業所について」質問があり、執行部より、「従来のプレミアム商品券の対象事業所と同様である。」との答弁がありました。

委員より、「住民への周知内容及びマイナンバーの活用」について要望がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

すべての審議を午前10時54分に終え、建設経済常任委員会を閉会いたしました。

以上で建設経済常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） この後、正午を迎えますが、このまま会議を続行することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認め、会議を続行いたします。

○議長（河野） これより、採決をいたします。

○議長（河野） 議案第1号「綾川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」から議案第3号「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」までの3件を、一括して採決いたします。

○議長（河野） これら3件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって議案第1号から第3号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第4号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） ありがとうございました。起立多数でございます。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第5号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） ありがとうございました。起立多数であります。よって議案第5号は、原

案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第6号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第7号「工事施行に関する協定書の締結について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第8号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」から議案第14号、「令和7年度綾川町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの7件を、一括して採決いたします。

○議長（河野）これら7件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第8号から議案第14号の7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第15号、「町道の路線認定について」から議案第17号、「指定管理者の指定について（綾川町小規模多機能型居宅介護施設）」までの3件を、一括して採決いたします。

○議長（河野）これら3件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第15号から議案第17号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）発議第1号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（河野）発議第2号、議会広報編集特別委員長から、「議会広報編集特別委員会の広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野）お諮りいたします。議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（河野）追加日程第23、議案第18号「令和7年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

○議長（河野）したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野）令和7年第5回綾川町議会定例会を閉会いたします。

○議長（河野）御一同、ご起立願います。

（全員起立）

○議長（河野）礼。

○議長（河野）ありがとうございました。

閉会 午前 12時 6分